

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）

- 埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業入札説明書等に関して、令和5年5月24日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 入札参加表明書等に関する質問は令和5年6月5日に公表した回答（No. 1～57）をご参照ください。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。

令和5年6月
埼玉県

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
58	入札説明書	2	第1		⑥	ア	川口市が整備運営する施設との連携	要求水準書に示される事項を充足していれば、北スポーツセンターとの連携に配慮したとみなされるとの理解でよろしいでしょうか。（要求水準を充足しているにもかかわらず、配慮していないと判断される可能性の有無の確認）	その理解で結構です。
59	入札説明書	2	1	⑥			川口市が整備運営する施設との連携	川口市の整備事業（解体・造成工事・実施設計等）におけるスケジュールの遅延等、川口市の事業に起因し本施設の業務に影響を及ぼした場合、県がそのリスクを負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
60	入札説明書	3	第1	1	⑧	ア	設計・建設期間	設計・建設期間は令和9年3月31日までとされていますが、本体工事の確認済証の取得期限が3月31日までであり、テナント工事等は開設準備期間の令和9年6月30日までに工事を完了すればよいと考えてよろしいでしょうか。	原則はテナント工事も含めて本施設の引き渡しまでに完了させることとしますが、具体的な計画を確認した上で取扱いを判断します。
61	入札説明書	3	1	1	(1)	ア	本施設の整備（設計、建設）業務	開館式典の記載されておりますが、想定人数をご教示願います。また、上記以外の式典（着工式等）で見積に含むものがあれば項目及び想定人数をご教示願います。	現時点での想定はございません。
62	入札説明書	3	1		⑧	イ	開業準備期間	開業準備期間は令和9年6月30日までであれば、それ以前に完了してもよいということでしょうか。	その理解で結構です。
63	入札説明書	3	1		⑧	ウ	共用開始予定日	共用開始予定日は令和9年7月1日で固定という認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
64	入札説明書	3	1		⑧	エ	運営・維持管理期間	運営・維持管理期間は令和9年7月1日～令和24年3月31日で固定という認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
65	入札説明書	5	1	⑩	ア	(エ)	運営・維持管理業務に要する光熱水費	「事業者の提案額を基に、事業者が支払う」とありますが、現在は燃料費の高騰により水光熱費の予測を行う事が非常に困難な状況です。提案時の単価より●%の上昇があった場合は見直しを行う等の合理的な配慮を検討頂けないでしょうか。	事業契約書（案）別添2のP.5に記載した指標を用いて、物価変動が3%以上の変動が認められる場合には、単価の改定を行います。詳細は同資料をご確認ください。
66	入札説明書	5	1	⑩	ア	(イ)	開業準備業務の対価	開業準備の対価には施設引き渡し以降の開業準備期間中の水光熱費が含まれているとの理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
67	入札説明書	5	1	⑩	ア	(オ)	修繕・更新業務の対価	設備の修繕・更新を行った年度は対価が増額となります。対価は年度により変動しても構わないとの理解で宜しいでしょうか。もしくは毎年定額での支払いとなるのでしょうか。	様式3-3-3 サービス購入料Cの内訳書による事業者の提案に基づき、修繕・更新業務の対価を支払います。ただし、サービス購入料C-3は、区分（ⅠⅡⅢ）における各回の支払額は同額としてください。
68	入札説明書	5	第1	⑩	ア	(イ)	開業準備業務の対価	要求水準書記載の開館式典は事業者が提案しこの対価に含まれるという認識でよろしいでしょうか	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
69	入札説明書	6	1	⑪	ア		ネーミングライツによる収入	事業者がネーミングライツに応募する事を提案した場合は、評価の対象となるのでしょうか。	本事業の応募の時点でネーミングライツに応募することを含んだ提案とすることは認めません。なお、今後、ネーミングライツの応募を妨げるものではありません。
70	入札説明書	6	1	⑪	ア		ネーミングライツ	ネーミングライツにより設置される館名サイン等は、本事業の施設整備費として見込まないとの理解でよろしいでしょうか。見込む必要がある場合は位置やサイズ、仕様、数量等についてご教示願います。	ネーミングライツにより設置される館名サイン等の本施設への設置費用は、本事業の施設整備費として見込まないとの理解で結構です。
71	入札説明書	15	3	(3)	⑨		予定価格	設計・建設、運営・維持管理など各業務ごとに想定されている金額割合を開示頂けないでしょうか。	予定価格の内訳を開示する予定はありません。
72	入札説明書	15	第3	3	⑨		事業費	現在公告されている予定価格ですと、十分な設計・建設費、及び維持管理運営費を見込むことが困難と考えます。改めて、昨今の物価上昇を考慮した適切な予定価格を見直しただけますでしょうか。	原案の通りとします。
73	入札説明書	15		3	(3)	⑨	予定価格	21,047,820,000円(税込)との記載がありますが、19,152,890,000円(税抜)の税込額は21,068,179,000円になります。21,068,179,000円が正しいとの理解で宜しいでしょうか。	税抜金額には、消費税非課税となる金額が含まれますため、原案の通り、19,152,890,000円(税抜)、21,047,820,000円(税込)が正しい予定価格となります。
74	入札説明書	16	3	(3)	⑩	エ	入札の辞退	左記については、期日までに入札辞退届を提出すれば、ペナルティ等は無いとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
75	入札説明書	19	第4	(3)			提案内容に関するヒアリング等の実施	ヒアリングの参加人数に制限はございますか。	提案書受領後、提案内容の確認のためにヒアリング等が必要と判断した場合に、別途通知いたします。
76	入札説明書	19	第4	(3)			提案内容に関するヒアリング等の実施	ヒアリング時に説明用資料として模型や動画等を用意することは可能でしょうか。	可能です。
77	入札説明書	20	5	⑤	ア		金融機関等による報告	金融機関等による報告について、事業運営に支障をきたした場合に報告義務が課されるとの理解でよろしいでしょうか。定期的な報告の場合、想定する報告頻度についてご教示願います。	原案の通りとします。定期的な報告の頻度については、現時点では未定です。
78	入札説明書	23	7	(1)			事業所税	事業所税(資産割)課税判定について、利用料金収入+自主運営事業等収入と貴県から収受するサービス購入料を比較してサービス購入料が50%超であれば公共が事業主体となり、SPCへの事業所税(資産割)は非課税になるという理解でよろしいでしょうか。	事業所税は課税対象となります。
79	入札説明書	24		8	(1)			「県は、開業準備業務開始までに、事業者を本施設の指定管理者として指定する予定である。」と記載されておりますが、運営業務を担う団体又は企業等を上記の事業者と併せて、指定管理者に指定するという理解でよろしいでしょうか。	本事業について県と契約を締結した者を指定管理者に指定する予定です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
80	入札説明書	-	-	-	-	-	質疑回答・事業者対話結果の扱い	実施方針に対する質疑回答・事業者対話により示された解釈は、入札説明書等にて特段の変更・入札説明書等との相違がなければ、変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
81	要求水準書	1	第1	2			事業目的	上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設の任意施設の中に室内プールがありますが、機能的な連携を事前に検討し、盛り込んでおくべき施設や用具はあるかご教授ください。	スポーツ科学拠点施設のプールは事業者提案による任意施設であることから、現時点では具体的に施設や用具についてお示しできません。
82	要求水準書	1	第1	2			事業目的	上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設のサテライト施設として設置が必要とされる具体的なスポーツ科学拠点施設の機能をご教示願います。	スポーツ科学拠点施設では、アスリートの運動能力を可視化し選手の個別性に対応して、トレーニング、食事、メンタルヘルス等から目標達成のための方法を提供します。それに基づいたトレーニングや本施設の移動式カメラ等で撮影したスイミングフォームの動画データを連携し、スポーツ科学拠点施設にて詳細な解析を行うこと等を想定しています。
83	要求水準書	2	第1	6			県及び関係団体との連携	「事業者は、県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が行う大会等誘致・開催、トレーニング指導、競技力向上事業について、連携して支援を行うこと。また事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと。」と記載されております。要求水準書(P71)「(2)大会開催等支援業務 ア大会等誘致支援に関する業務」には、大会等の誘致は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。また、「必要に応じて事業者も支援すること」と記載されておりますが、どのような支援を想定されているのか、具体的な業務内容をご教示願います。	要求水準書P.71「(2)大会開催等支援業務 ア大会等誘致支援に関する業務」には、大会等の誘致は含まれません。なお、支援業務の子細については、大会ごとに主催者との調整により定まるものとなります。
84	要求水準書	2	第1	6			県及び関係団体との連携	「事業者は、県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が行う大会等誘致・開催、トレーニング指導、競技力向上事業について、連携して支援を行うこと。また事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと。」と記載されております。要求水準書(P72)「(4)トレーニング指導支援業務」には、トレーニング指導は含まれず、利用調整や助言及び受入体制の確保が事業者の業務範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。また、「事前準備から事後対応についての一連の支援業務」について具体的な業務内容をご教示願います。	トレーニング指導支援業務についてはその理解で結構です。具体的な業務については事業者と県等が協議の上整理していくことを想定しています。現時点では、事業者に発生する業務としては、これらの実施に係るプール・プールサイドの利用調整等を想定しております。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
85	要求水準書	2	第1	6			県及び関係団体との連携	「事業者は、県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が行う大会等誘致・開催、トレーニング指導、競技力向上事業について、連携して支援を行うこと。また事前準備から事後対応についての一連の支援業務を行うこと。」と記載されております。 要求水準書（P72）「(5) 競技力向上事業支援業務」には、測定・撮影等の実施や、それに基づくフィードバック、トレーニング指導等は含まれず、利用調整や助言及び受入体制の確保が事業者の業務範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、「事前準備から事後対応についての一連の支援業務」について具体的な業務内容をご教示願います。	競技力向上事業支援業務についてはその理解で結構です。具体的な業務については事業者と県等が協議の上整理していくことを想定しています。現時点では、事業者に発生する業務としては、これらの実施に係る利用調整や、本施設に設置される上記のトレーニング器具の利用に係る調整等を想定しております。
86	要求水準書	2		6	一	一	6 県 及び 関係団体との連携	「競技力向上事業の支援のため、県が上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設等の関連施設や関係団体等と積極的に連携を行うこと。」とありますが、現時点の構想でも構いませんので、どのような連携を希望するかお教えてください。	「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画」を参照ください。なお、現時点で想定している連携方法としては、スポーツ科学拠点施設では、アスリートの運動能力を可視化し選手の個別性に対応して、トレーニング、食事、メンタルヘルス等から目標達成のための方法を提供します。それに基づいたトレーニングや本施設の移動式カメラ等で撮影したスイミングフォームの動画データをスポーツ科学拠点施設に提供し、スポーツ科学拠点施設にて詳細な解析を行うこと等が考えられます。
87	要求水準書	2	第1	6			県及び関係団体との連携	スポーツ科学拠点との連携の詳細をご教示願います。トレーニング・リハビリ指導はスポーツ科学拠点の職員がプールで行うと解釈してよろしいでしょうか。また、利用者のデータベースは施設間でシステムを統一し、共同管理することを想定していますか。	「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画」を参照ください。なお、トレーニング指導支援業務について、現時点では、事業者に発生する業務としては、これらの実施に係るプール・プールサイドの利用調整等を想定しております。また、水泳場利用者のデータベースを活用することは想定していますが、システムの統一、共同管理までは現時点では想定していません。
88	要求水準書	2	第1	6			県及び関係団体との連携	「事業者は、県、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、一般社団法人埼玉県水泳連盟等が行う大会等誘致・・・事前準備から事後対応について一連の支援業務を行うこと。」との記載がありますが、コスト算出に影響するため、 ①大会・誘致の頻度をお示しください ②トレーニング指導、競技力向上事業の頻度をお示しください	①大会誘致の頻度は要求水準書参考資料1を参照してください。 ②現時点では具体的な想定はないため、それらの主催者の判断によります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
89	要求水準書	3	第1	7	2	川口市施設との設計及び施工調整	川口市が既存施設解体撤去その他、本事業とは別途実施する予定とありますが、不測の増加費用（地中障害物、埋文、土壌汚染など）は市あるいは県負担であり、民間は増加費用および対応のためのスケジュール遅延のリスクは負わないとの理解でよろしいでしょうか。	契約等にて既知の内容として示している本事業敷地の条件を前提としたにも関わらず、発生した増加費用及び対応のためのスケジュール遅延のリスクは民間負担となります。一方、合理的に推測し得ない地中障害物等に起因して発生した増加費用及び対応のためのスケジュール遅延のリスクは、事業契約書（案）第19条及び第21条に基づき、リスク分担を協議します。	
90	要求水準書	3	第1	7	2	川口市施設との設計及び施工調整	川口市施設と一棟とするとのことですが、川口市の設計者の選定や設計スケジュールと、本県事業の事業者選定および設計スケジュール等との整合についてはどのように想定されておりますでしょうか。	現時点での川口市の事業スケジュールについては、川口市のHPにて公表されている「神根運動場周辺整備基本計画（案）パブリックコメント」P.23のとおりです。 (https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/4/kihonkeikaku_ikenbosyuu.pdf) よって、県及び川口市の施設は、令和9年7月1日に同時開業となるよう調整しています。	
91	要求水準書	3	第1	7	(2)	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「一棟として建築基準法・消防法の規定に適合する施設とするため、川口市との設計及び施工調整は、県が実施するものとするが、事業者は県と川口市との調整に協力すること」とありますが、どの程度の内容でどの程度の人工の係わりが必要になるか全く不明です。その為、必要となった費用は別途清算頂けますでしょうか。	具体の想定はありませんが、質問の内容にもなった必要な費用は、サービス購入料の中に含み、別途の精算は想定しておりません。	
92	要求水準書	3	第1	7	(2)	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市が別途整備する北スポーツセンターは一棟として建築基準法・消防法の規定に適合する施設とありますが、本提案における建築設備および消防設備、各種インフラは埼玉県屋内50m水泳場整備に係る設備のみを含み、北スポーツセンターとの合築に起因する追加または変更が必要となる設備は対象外と考えて宜しいでしょうか。	事業者が提案を行う際には、北スポーツセンターとの合築に起因する建築設備及び消防設備、各種インフラを含めた提案としてください。	
93	要求水準書	3	第1	7	(1)	北スポーツセンターとの合築	幅12m程度のエキスパンションジョイントで1ヶ所の接続が示されていますが、変更は可能なのか、可能な場合、幅を12m以上とした場合や幅を8m+4m程度の2ヶ所とした場合の整備費用負担の考え方をご教示ください。	川口市と協議の上決定したものであるため、変更は出来ません。	
94	要求水準書	3	第1	7	(2)	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	本施設と北スポーツセンターは一棟として整備する旨、記載されております。一方で、別紙10川口市との調整状況においては、それぞれ独立してライフラインの整備を行う旨、記載されております。それぞれ独立してライフラインを整備する理由がありましたらご教示願います。	川口市と協議の上決定したものととなります。	

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
95	要求水準書	3	第1	7	(2)	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「北スポーツセンターは、外観・構造・機能を総合的に判断して本施設との一体性のある建物とし、一棟として建築基準法・消防法の規定に適合する施設とするため、」と記載されております。令和5年2月公表の「神根運動場周辺整備基本計画(案)」では、北スポーツセンターの基本設計・実施設計は令和5年度～令和6年度に予定されております。本事業(県施設)の落札者の提案内容(外観・構造・機能)を踏まえて北スポーツセンターの基本設計が実施され、本事業(県施設)の提案内容から大幅な設計変更が求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。北スポーツセンターの基本設計・実施設計時期等、詳細なスケジュールをご提示願います。	川口市とは一体性のある建物とするため、協議、調整し、市施設は本施設に合わせた設計とすることとしています。なお、設計・施工調整を行いながら事業を進めることから、この調整の中で設計変更についても調整することになります。また、北スポーツセンターの基本設計・実施設計時期等、詳細なスケジュールは現時点で未定です。	
96	要求水準書	3	第1	7	(4)	神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携	「事業者は、基本計画から地域特有の課題、付加価値を検討し、施設計画、運営等に活かすこと。」と記載されております。上記の基本計画は、「神根運動場周辺整備基本計画」との理解ですが、策定予定時期をご教示願います。	当該箇所が示す基本計画は、その理解で結構です。具体的な策定予定時期については、県としては知り得ておりませんが、現時点で意見募集結果の公表が終了したところです。	
97	要求水準書	3		7	—	7 川口市が整備運営する施設との連携	北スポーツセンターとの運営者との連携について、現時点の構想でも構いませんので、どのような連携を希望するかお教えてください。	県民が訪れるスポーツの拠点として、北スポーツセンター利用者、屋内50m水泳場利用者の各々が利用し易いように連携して、新たな賑わいの創出やスポーツ健康づくりを推進するような連携を想定しています。	
98	要求水準書	3	第1	7	(2)	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市にて敷地の整地を行うとありますが、事業敷地の敷地レベルは現況と変わりますか？	北スポーツセンター東側にあるPFI事業敷地内の野球場の盛土を、北スポーツセンターの現況の土地の高さまで切土等を行う予定です。	
99	要求水準書	4	第1	8	(1)	イ 建設工事(造成、外構整備等を含む)	要求水準書(P15)に「本事業区域にある既存施設(北スポーツセンター、外構、野球場等)は令和5年3月末まで使用するため、令和7年3月迄に川口市で解体及び整地等を行う予定。」と記載されております。本事業区域等は川口市が整地等を完了済であるため、建設工事に造成は含まれないとの理解ですが、どのような造成を想定されているのかご教示願います。	川口市で解体及び整地等を行う予定ですが、事業者は地盤の改良等の造成工事を実施することが想定されます。また、No.98をご参照ください。	
100	要求水準書	10				関係法令等	平成24年6月25日に警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長から警視庁生活安全総務課長及び各道府県警察本部生活安全部長、一般社団法人全国警備業協会宛に出されたプール監視における各種要請(参考資料添付)について遵守する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	関連法令等を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施してください。	
101	要求水準書	11	第1	11		統括責任者の配置	「事業者は・・・統括責任者を配置し」とありますが、統括責任者は常駐しなくてもよい、との理解でよろしいでしょうか。	原案の通り、常駐させる規定は設けておりません。	

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
102	要求水準書	12					事業期間終了時の施設性能	「性能、機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する」とありますが、例えば非常照明等の蓄電池等の消耗品等についても、災害発生時に当該設備としての機能を発揮できる状態であれば「経年による劣化」として許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
103	要求水準書	12					事業期間終了時の施設性能	施設劣化調査報告書の内容で「総合調整測定表」を含むとありますが、具体的内容についてご教示ください。本資料は、事業期間内における修繕・更新を実施したことで総合調整測定を行った場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	国土交通省の「公共建築設備数量積算基準」に則り、総合調整測定表を作成ください。提出時期についてはその理解で結構です。ただし、実際の施設劣化調査等の調査項目等は、事前に県と協議して定めるものとなります。
104	要求水準書	12					事業期間終了時の施設性能	施設劣化調査報告書の内容で「許認可書類写し」「建築平面図・立面図・断面図」等を含むとありますが、詳細についてご教示ください。本資料は、事業期間内における修繕・更新を実施したことで許認可書類を提出した場合、また、平面図・立面図・断面図に大きく変更が生じた場合に提出するという理解でよろしいでしょうか。	提出内容・提出時期ともにその理解で結構です。ただし、実際の施設劣化調査等の調査項目等は、事前に県と協議して定めるものとなります。
105	要求水準書	13	第1	16	(1)		個人情報	「埼玉県個人情報保護条例」は令和5年4月1日に廃止されました。それに代わり、事業者が個人情報を取り扱うに際して準拠しなければならない条例等があればご教示願います。	個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、取り扱う個人情報の量、質などを勘案し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じてください。なお、「埼玉県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めます。
106	要求水準書	13	第1	14	(1)		著作権	「ただし、県は、本事業の公表時及び県が必要と判断した場合には、落札者の事業提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。」とございますが、事業提案書の中には、設計図書などの施設管理の安全管理上の機密事項や事業競争上重要な情報も含まれることから、事業提案書（一部または全部）の内容を公表する場合には、事業者の承諾もしくは事前確認をいただけないでしょうか？	その理解で結構です。
107	要求水準書	15	第2	1	(1)	ア	立地条件	「※本事業区域にある既存施設（北スポーツセンター、外構、野球場等）は令和5年3月末まで使用するため～」とありますが、令和6年3月末まで使用予定でしょうか。	北スポーツセンターは令和5年11月末まで、東側野球場は令和5年12月末まで使用し、令和6年1月から令和7年3月までに解体及び整地等を行う予定です。
108	要求水準書	15	第2	1	(1)	ア	都市公園への変更	「本事業区域を含む神根運動場は、令和5年度に都市公園へ変更を予定」との記載があり、実施方針公表時は令和4年度末を想定されていたかと思いますが、 ①年度を変更した背景をお示しください ②令和5年度に変更されることで、本事業に影響が想定される事項がありましたらお示しください	川口市の事業進捗に伴い、都市公園への変更の予定を修正したものであり、本事業の実施にあたり影響が想定される事項は現時点ではございません。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
109	要求水準書	15	第2	1	(1)	イ	事業区域の概況	「日影の影響については十分配慮」とありますが、合築となる北スポーツセンターの建物高さは何mで想定しますか。	川口市より現時点で想定している高さは15m程度と伺っております。ただし、今後の検討により変更される可能性がある場合がございます。
110	要求水準書	15	第2	1	(1)	エ	埋蔵文化財	「なお、埋蔵文化財等の発見による事業スケジュールの変更等に起因する追加費用又は損害については、県及び事業者の業務分担に応じた負担とする。」とありますが、本敷地は埋蔵文化財包蔵範囲外であり、埋蔵文化財の発見は予期せぬ事項となるため、県側で追加費用・損害等を負担いただきたく存じます。	契約等にて既知の内容として示している本事業敷地の条件を前提としたにも関わらず、発生した追加費用及び対応のためのスケジュール遅延のリスクは民間負担となります。一方、合理的に推測し得ない埋蔵文化財等に起因して発生した追加費用及び対応のためのスケジュール遅延のリスクは、事業契約書（案）第19条及び第21条に基づき、リスク分担を協議します。
111	要求水準書	16	第2	1	(1)	エ、オ	埋蔵文化財 土壌汚染	県が公表した資料から予測できない土壌汚染・埋蔵文化財および地中障害の発現に対する対策費は県の負担としていただき、工期遅延についても事業者の責にならない整理としていただくようお願いいたします。	契約等にて既知の内容として示している本事業敷地の条件を前提としたにも関わらず、発生した追加費用及び対応のためのスケジュール遅延のリスクは民間負担となります。一方、合理的に推測し得ない土壌汚染・埋蔵文化財および地中障害の発現等に起因して発生した追加費用及び対応のためのスケジュール遅延のリスクは、事業契約書（案）第19条及び第21条に基づき、リスク分担を協議します。
112	要求水準書	16	第2	1	(1)	キ	各種インフラの整備 状況	参加資格確認結果通知を受領する以前に、各インフラ協議を行って宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
113	要求水準書	16	第2	1	(1)	キ	各種インフラの整備 状況	別紙4インフラ整備状況（上水）の資料にて、敷地内に給水管が接続しておりますが、給水管のメーターの口径は利用できるとの理解でよろしいでしょうか。また、水道利用加入金については、既存給水管とのメーター口径の差がある場合、加入金差額分を負担すればよろしいでしょうか。	水道事業者と協議してください。
114	要求水準書	16	第2	1	(1)	エ	埋蔵文化財	「埋蔵文化財等の発見による事業スケジュールの変更等に起因する追加費用又は損害については、県及び事業者の業務分担に応じた負担」と記載されておりますが、事業者がコントロールできないリスクであるため、県の負担として頂くことは可能でしょうか。	No.111をご参照ください。
115	要求水準書	17	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成	「選手が泳いだ後に映像を確認するための移動式モニターを設けること。」と記載されております。タブレット端末は移動式モニターに含まれると理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
116	要求水準書	17	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成	「移動式カメラで撮影した映像は映像分析装置で分析可能なものとする。」と記載されております。分析するために必要な映像の条件等の指定がありましたらご教示願います。	事業者提案によります。
117	要求水準書	17	第2	1	(2)	ア	水中カメラの台数	水中カメラにつきまして、設置台数のご指定がありましたら、ご教示願います。	事業者提案によります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
118	要求水準書	17	第2	1	(2)	ア	メインプール	「移動式のカメラを設置し、メインプールの水中・水上を撮影できるようにするとともに、選手が泳いだ後にその場で映像を確認できる移動式のモニターを設けること。また、移動式のカメラで撮影した映像は、映像分析装置で分析可能なものとする。なお、移動式のカメラは、水中・水上で高さ調整が出来るとともに、飛込プール、サブプール等でも利用可能なこと。」記述されておりますが、詳細な描写がされている移動式カメラについて、具体的にお示し下さい。	具体的な移動式カメラの子細については、要求水準書を満たす限りにおいて、事業者提案によります。
119	要求水準書	18	第2	1	(2)	ア	機能向上ゾーン	「・機能分析室（移動式カメラによる泳法解析装置等）」と記述されておりますが、泳法解析装置について具体的にお示し下さい。	事業者提案によりますが、現時点では、以下のような内容を想定しています。 ・撮影する箇所は、メインプール、サブプール及び飛込プールの水中、水上、ドライランドを想定しています。競技者の泳法確認や、競技上の計測に利用します。 ・メインプール、サブプール及び飛込プールのカメラは移動式とし、地上及び水中での高さが調節できるようにするとともに、選手が泳いだ後にその場で確認できる移動式のモニターが必要となります。
120	要求水準書	22	第2	2	(1)	ク	安全性	埼玉県屋内50m水泳場が災害または防災上で必要となる役割と機能として、プール水の飲料化、防災資材等の備蓄倉庫、非常用トイレの設置の他にあれば、ご教示願います。	現時点では、要求水準書に記載している役割と機能を想定しております。
121	要求水準書	24	第2	2	(2)	ア	音環境	「(イ)プール室内の 残響時間は 3 秒以内を目標とし、」とありますが、達成を実測で計る場合は、許容される誤差をご教示ください。実測によらない場合は、事業者が示すシミュレーションで3秒以内の結果となっていればよろしいでしょうか。	「公認プール施設要領」の規定を踏まえたものであり、具体的な誤差の許容範囲は日本水泳連盟との協議によります。
122	要求水準書	24	第2	2	(2)	ア	プール室内の音環境	「プール室内の残響時間は3秒以内を目標」「複数の競技を同時開催しても」とあります。この条件は、日本水泳連盟の公認プール規則にある、「残響時間は次の数値以内とすることが望ましい。・国際基準プールは、3秒以内。・一般プールAAおよびAは4秒以内」に則ったものと理解しましたが、サブプールゾーンは国際基準プールではありません。メインプールゾーンは残響時間3秒以内、サブプールゾーンは残響時間4秒以内での提案としてよろしいでしょうか。	公認プール施設要領の規定を踏まえたものであり、日本水泳連盟との協議により公認が取得できる範囲において認めることとします。 なお、公認プール施設要領の改訂に伴い、国内一般プールの文言修正と、国際基準プールが国際プールAA、国際プールA、国際プールの3つに細分化されたことから、要求水準書P.18の公認取得すべき施設の種別について「国内一般プール・AA」を「国内プールAA又は国際プールA」に改めます。
123	要求水準書	25	第2	2	(3)	ア	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金の交付要件について、埼玉県が文部科学省に提出する際に施設整備や運営に盛り込んでおくべき内容がありましたらご教授ください。	スポーツ施設（社会体育施設）整備事業の地域スイミングセンター新改築事業の屋内スイミングセンターの一般型を想定しており、これを満たす要件を想定しています。
124	要求水準書	25	第2	2	(3)	ア	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金の交付要件の詳細をご教示ください。	No.123をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
125	要求水準書	25	第2	2	(3)	ア	扉の仕様	「室の出入口の扉は引き戸を原則とし、ドアクローザはストップ装置付き」と記載されておりますが、引き戸とするのは人が利用する部屋であり、設備機械室等は含まない理解でよろしいでしょうか。また法的に自閉機構とせざるを得ない扉となる場合はドアクローザのストップ装置は無しとせざるを得ませんが、その理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
126	要求水準書	26	第2	2	(3)	イ	プール施設	1)メインプールゾーン①50mプール(エ)可動壁について、平行移動式の可動壁を設置することを基本とし、ただし書きとして垂直移動式とすることも認めると記載されていますが、全体コストが厳しく平行移動式を採用した場合のコスト差に関する評価が明確ではないため、平行移動式の提案はコストに似合った評価が得られないと思われま。応募事業者の提案条件を同じにする事で評価も公正化が図れる為、可動壁の条件を垂直移動式のみに絞っていただくことは可能でしょうか。	原案の通りとします。
127	要求水準書	26	第2	2	(3)	イ	プール施設	1)メインプールゾーン③プールサイド(ウ)において、プール用セラミックタイルを使用すると記載されていますが、別紙5-1_必要諸室及び仕様のメインプールゾーン：プールサイドの床仕上は「提案」と記載されております。ノウハウ等を考慮し、プールサイドの床仕上げ材料は提案とさせていただきますことは可能でしょうか。	床仕上げ材料は事業者提案によることとします。これに応じて、要求水準書を修正します。
128	要求水準書	26	第2	2	(3)	イ	プール施設	2)サブプールゾーン②プールサイド(イ)において、プール用セラミックタイルを使用すると記載されていますが、別紙5-1_必要諸室及び仕様のサブプールゾーン：プールサイドの床仕上は「提案」と記載されております。ノウハウ等を考慮し、プールサイドの床仕上げ材料は提案とさせていただきますことは可能でしょうか。	床仕上げ材料は事業者提案によることとします。これに応じて、要求水準書を修正します。
129	要求水準書	26	第2	2	(3)	イ	プール施設	6)プール運営ゾーン⑦医務室兼ドーピング検査室について、医務室とドーピング検査室の兼用は運用上できないため、それぞれのスペースを計画するという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
130	要求水準書	26	第2	2	(5)	サ	大型映像装置	(ウ)文字高は360mm以上とすると記載されていますが、公認プール施設要領の規定において「文字高は最低360mmが望ましい」と記載されております。文字高について360mm「以上」という条件を外していただくことは可能でしょうか。「大型映像装置までの視認距離を考慮し、確実に見える文字高を確保した計画とする」ような内容に変更いただけないでしょうか。	原案の通りとします。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
131	要求水準書	26	第2	2	(3)	イ	可動床・可動壁の計画	平行移動式の可動壁を設置することを基本とする。※ただし、可動壁は垂直移動式とすることも認める。とありますが、提案内容やコストなどに大きな影響が及びますので、垂直移動方式のみに絞っていただくことは可能でしょうか？	原案の通りとします。
132	要求水準書	26	第2	2	(3)	イ	プール施設	メインプールを使用した競泳大会を開催する場合は、50m及び25m（2面）ともに、タッチ板は両端壁に設置するという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
133	要求水準書	26	第2	2	(3)	イ	プール施設	メインプール50m及び25m（2面）を使用した競泳大会としては、どのような大会の開催を想定されているかご教示願います。	本施設で開催を想定している大会は要求水準書参考資料1の通りです。
134	要求水準書	27	第2	2	(3)	イ	プール施設	映像分析装置で分析を想定しているのは競泳競技のみでしょうか。 他競技（水球・飛込など）での使用は検討されてますでしょうか。	競泳競技以外の他競技においても使用を検討しています。
135	要求水準書	27	第2	2	(3)	イ	プール施設	映像分析装置で分析を想定している具体的な項目をお示し願います。	選手とコーチがその場でフォーム（泳法・飛込・ターン等）を確認するために必要な項目を想定しています。例えば、スタート時の入水角度や泳法を解析する泳法解析システムを想定しております。
136	要求水準書	28	第2	2	(3)	イ	プール施設	サブプールを使用した大会の中には、競泳以外の種目で大会利用も想定されておりますでしょうか。	現時点での想定はありません。
137	要求水準書	28	第2	2	(3)	イ	プール施設	同日に他種目合同での大会開催は可能でしょうか。	大会主催者の判断によります。
138	要求水準書	28	第2	2	(3)	イ	プール施設	サブプールを使用した競泳大会を開催する場合は、タッチ板は両端壁に設置するという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
139	要求水準書	28	第2	2	(3)	イ	プール施設	サブプールを使用した競泳大会としては、どのような大会の開催を想定されているかご教示願います。	本施設で開催を想定している大会は要求水準書参考資料1の通りであり、サブプールを使用する競泳大会の実施については、主催者の判断によります。現時点では、大規模な大会でサブプールゾーンも含めた一体的な施設利用を想定しています。
140	要求水準書	28	第2	2	(3)	イ	プール施設	メインプール25m（2面）・飛込プール・サブプール全てを競技用として4面同時に使用した競泳大会の開催は想定されておりますでしょうか。	本施設で開催を想定している大会は要求水準書参考資料1の通りであり、サブプールを使用する競泳大会の実施については、主催者の判断によります。現時点では、大規模な大会で飛込プール・サブプールゾーンも含めた一体的な施設利用を想定しています。
141	要求水準書	28	第2	2	(3)	イ	プールサイド床の仕様	耐水性があり、滑り転倒防止に留意した防滑性を有する仕上げであれば、「プール用セラミックタイル」以外の仕上げを提案してよろしいでしょうか。	床仕上げ材料は事業者提案によることとします。これに応じて、要求水準書を修正します。
142	要求水準書	31	第2	2	(3)	イ	スイムベンチ、フィットネスバイク等	スイムベンチ、フィットネスバイク等とありますが、健康増進を目的とした一般の方が利用することができる器具も提案することは可能でしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
143	要求水準書	31	第2	2	(3)	イ	移動式カメラによる泳法解析装置	移動式カメラによる泳法解析装置は、別紙6プール備品リスト、別紙7プール電気備品リスト、別紙8什器備品リストのいずれにも属しませんが、様式への記載上でのリストに値するかご教示ください。また、提案内容によっては、コストに影響が多大な差が生じることから、詳細内容を再度確認させてください。	泳法解析装置については、要求水準を満たす限りにおいて、事業者提案によります。なお、様式3-3-5等で事業者提案による備品を記載する場合、事業者提案により適宜振り分けて記載してください。
144	要求水準書	31	第2	2	(3)	イ	スイムベンチ、フィットネスバイク等	スイムベンチ、フィットネスバイク等とありますが、スイムベンチ、フィットネスバイク以外は事業者提案との理解でよろしいでしょうか？また、機種仕様及び台数は事業者による提案との理解でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
145	要求水準書	32	第2	2	(3)	イ	プール施設	冷温交代浴室とは、どのような想定をされているか料金設定も含めてイメージをお示し願います。また、設置エリアは選手利用ゾーンですが、一般利用者への供用は想定されているのか合わせてご回答をお願いします。	温度差のある浴槽を設け、利用者の身体的疲労の早期回復や健康増進を図るものとなります。一般利用者への供用も想定しており、プールの利用料金を支払った利用者が無償で利用できることを想定しています。
146	要求水準書	35	第2	2	(3)	イ	プール施設	エントランスに設置する電子案内板、及び電子掲示板は別紙8什器備品リストには含まれていないようなので、電気設備工事の扱いとの解釈で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
147	要求水準書	37	第2	2	(3)	ウ	外構等 1) 駐車場・駐輪場	本事業敷地内の水泳場用の駐車場、および事業敷地外で東側に面する市スポーツセンター用の駐車場について、管制設備での入退管理を前提とされているようでしたら想定をお示しいただければと思います。	県施設の駐車場は管制設備での入退管理を前提にしておりません。市施設については未定と伺っております。
148	要求水準書	37	第2	2	(3)	ウ	雨水貯留槽の容量の控除	「本事業敷地全体の必要容量から950㎡を控除してもよい」と記載されておりますが、事業敷地面積が約2.4haですので、雨水貯留槽自体の容量としては、 $950 \times 2.4 - 950 = 1,330\text{m}^3$ の容量を確保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。また控除できる理由、控除することによって別で満たさなければならない条件等あればご教示願います。	雨水貯留槽の容量は、関係法令等を遵守し、必要容量を確保してください。 なお、川口市と協議の上、雨水貯留槽の容量については、950㎡を控除可能としております。
149	要求水準書	38	第2	2	(3)	ウ	外構等 3) 植栽	対象敷地内の既存樹木は全て撤去が前提でしょうか。保存・移植が望ましい樹木の想定があればプロット等の情報をお示しいただければと思います。	要求水準書P.3に記載の通り、川口市が既存樹木をすべて撤去する予定です。
150	要求水準書	38	第2	2	(3)	ウ	外構等 6) 備蓄倉庫	6) 備蓄倉庫に関して、県から提供が予定されている備蓄品の種類や数量の想定をご教示下さい。	現時点で想定はありません。
151	要求水準書	38	第2	2	(3)	ウ	外構等 7) 非常用トイレ	7) 非常用トイレに関して、具体的な場所（屋外又は屋外）や数量について具体的な想定があればご教示下さい。	現時点で想定はありません。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
152	要求水準書	38	第2	2	(3)	ウ	外構等	7)非常用トイレに「(ア) 災害時の非常用トイレとして、本事業区域内に災害時に利用可能なトイレを適宜設置すること。」とありますが、外構ではなく、建物内に停電、断水、下水管破損時にも使用できるトイレを整備することでもよろしいでしょうか。	事業者提案によります。
153	要求水準書	38	第2	2	(3)	ウ	備蓄倉庫	「備蓄品については、県が提供する」と記載されておりますが、その量や備蓄倉庫として必要な面積等についてご教示願います。	事業者提案による備蓄倉庫の面積に応じて備蓄量を決定します。
154	要求水準書	40	第2	2	(5)	オ	電気設備計画	自家用電気設備として設置する非常用発電機用の備蓄燃料の使用量計画も水光熱費と同様に提案することは可能でしょうか。	その理解で結構です。
155	要求水準書	40					自家発電設備	下記の内容で自家発電設備が稼働した場合の燃料の補充は下記の通り負担でよろしいでしょうか。 ・災害が発生し運転 ⇒ 貴県 ・保守点検にて運転 ⇒ 事業者	自家発電設備の燃料の補充は、原則として事業者が行ってください。災害発生時の費用負担の取扱いについては、事業契約書(案)の不可抗力に関する条項をご参照ください。
156	要求水準書	40	第2	2	(5)	オ	自家発電設備	(ア)において、「長時間運転が可能な非常用発電機を採用」との記載されておりますが、具体的な運転時間が示されておられません。事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者提案によります。
157	要求水準書	40	第2	2	(5)	オ	自家発電設備	「災害に備えた備蓄燃料が確保できるように考慮すること。」と記載されておりますが、備蓄燃料の確保は本事業の業務範囲外であり、県が確保し、県が別途費用負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 155をご参照ください。
158	要求水準書	41	第2	2	(5)	ク	電気設備計画	Wi-Fi環境については、大会主催者が持込み設置できる環境を整備する他に、常設で一般利用者や専用利用団体が使用できる環境を整備する必要があるかご回答をお願いします。	事業者提案によります。
159	要求水準書	41	第2	2	(5)	ク	構内情報通信網設備	競泳や飛込競技等複数の大会を同時に開催する際、それぞれの大会が同時に音響設備を利用することが想定されます。同時利用等の理由により、追加が必要となる機材等については、主催者の持込み等による対応との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P. 41～42に基づき、それぞれの大会が同時に開催できる音響設備を整備してください。なお、その上で追加で機材が必要となる場合は、主催者の持込み等での対応を想定しています。
160	要求水準書	42					防犯管理設備	「窓等の開口部を含めた本施設全体について、適宜防犯設備を設けること」とありますが、監視カメラ、警報呼出表示、連絡用インターホンや、パッシブセンター等に機械警備も含め、防犯管理計画(何をどのように設置するか)は事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
161	要求水準書	42	第2	2	(5)	チ	防犯管理設備	(ウ)監視カメラに関して、記録可能な時間について具体的な想定があればご教示下さい。	具体の想定はありません。事業者の提案によります。
162	要求水準書	42	第2	2	(5)	シ	音響設備	競泳や飛込競技等複数の大会を同時に開催する際、それぞれの大会が同時に音響設備を利用することがあるのかご教示願います。	複数の大会が同時に開催する際に同時に音響設備を利用することが想定されます。ただし、実際の運用は、大会主催者の判断によります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
163	要求水準書	42	第2	2	(5)	テ	計時・計測設備	(イ)「室内環境を考慮した機器接続盤を設置する」と記載されておりますが、機器接続盤の設置位置の環境に対応した盤の仕様にするとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
164	要求水準書	42	第2	2	(5)	チ	防犯管理設備	県が想定している監視カメラの記録時間をお示しください。	No. 161をご参照ください。
165	要求水準書	43	第2	2	(5)	ナ	中央監視設備	中央監視設備は電気設備計画の項目に記載されていますが、機械設備計画の自動制御設備と一体とした方が、中継器盤や内蔵ユニット、配線の統合による削減が図れるため、自動制御設備に含めて計画しても宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
166	要求水準書	44	第2	2	(6)	ア	空気調和・換気設備	(ウ)自動制御設備において、本施設と北スポーツセンターの相互監視が必要な制御設備がありましたらご教示願います。	関連法令を満たすようにご提案ください。なお、現時点で想定しているのは、消防設備による監視や、管内の電話等の配線となります。
167	要求水準書	45	第2	2	(2)	キ	プール循環ろ過設備	「d 循環ろ過装置はプール及び温浴槽に分割設置すること」とありますが、温浴槽とは「別紙5-1必要所室及び仕様」の2/9の飛込プールの「・」の10番目の文面内の採暖浴槽(ジャグジー)のことと理解してよいでしょうか。	温浴槽は採暖浴槽のほか冷温交代浴室の浴槽が含まれます。
168	要求水準書	47	第3				設計、建設業務に関する要求水準	PFI事業敷地の工事着手時は更地条件と考えてよろしいでしょうか。また、いつから工事着手が可能でしょうか。	要求水準書P. 3のとおり川口市がPFI事業敷地を整地等行う予定です。また要求水準書P. 15のとおり川口市が令和7年3月までに整地等を行う予定のため、以降工事着手可能です。
169	要求水準書	47	第3				設計、建設業務に関する要求水準	作業可能日や作業時間に関する記載がありませんが、施工者による判断との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
170	要求水準書	48	第3	2	(1)	ア	基本業務	(エ)各種申請・許認可取得手続き等の実施に「県が申請を行う予定の国庫補助金は「学校環境改善交付金」を予定している。」とありますが、現時点で想定している事業名をご教示ください。	スポーツ施設(社会体育施設)整備事業の地域スイミングセンター新改築事業の屋内スイミングセンターの一般型を想定しています。
171	要求水準書	49	第3	2	(1)	イ	(ア)基本事項 b 実施設計	実施設計時の見積りを原則3社以上から徴取することとありますが、手間と費用が多額であることから、削除をお願いできないでしょうか。	原則として3社以上から徴取することとしますが、内容により3社からの徴取が困難な場合は、県と協議してください。
172	要求水準書	49	第3	2	(1)	イ	設計業務	(ア) b 実施設計に「積算業務に使用する単価は最新版のものとする。」「見積りは、原則として3社以上から徴取すること。」とありますが、PFI事業としては不要と思われるため、見解をご教示ください。	No. 171をご参照ください。
173	要求水準書	51	第3	2	(1)	イ	b実施設計図書	実施設計図書提出書類において、建築工事積算数量算出書、建築工事積算数量調書、工事費積算調書、見積書比較表(見積書含む)があり、見積りは、原則3社以上から徴取することとあります。この記載事項は所謂、「官積算」の内容に準じた提出書類を求められていると思われます。類似PFI事業においては、任意書式の工事費内訳書のみの提出としているケースが多く、本件も任意書式の工事費内訳書のみの提出にさせていただけないでしょうか。	No. 171をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
174	要求水準書	60			エ	(カ)	※1：リース契約で調達した器具・備品は、県に無償譲渡することとして計画すること。	リース契約については、表に記載の通り、所有者はリース業者ですが、事業終了後に無償譲渡することは、事業者が買取し、それを市へ無償譲渡すると想定されます。その買取費用もサービス購入料に見込むという認識でよろしいでしょうか。	市ではなく県への無償譲渡となります。また、リース契約に係る費用はサービス購入料の対象となりますが、その後の買取費用等の追加費用については、無償譲渡を前提とするため、事業者負担となります。
175	要求水準書	60	第3	2	(3)	ア	開業準備業務ア基本業務(ア)(イ)	開業準備業務着手前に、開業準備業務責任者届(開業準備業務体制表と併せて)を提出することとなっていますが、「開業準備業務計画表等」は設計後、建設工事着手前に提出する必要がありますでしょうか。それとも、開業準備業務着手前の誤りでしょうか。	建設工事着手前に提出ください。
176	要求水準書	61	第3	2	(3)	イ	イ事前広報、利用者受付業務 b	「開業の6か月前までに本施設のパンフレット等及びWebサイトを作成し、(中略)、施設の広報・宣伝業務を行うこと」とございますが、開業準備業務は令和9年4月1日からとなっており、開業3か月前となっております。6か月前までにパンフレットやWebサイトを作成するには、更に数か月前に業務に取り掛かる必要がございます。業務として行う場合、開業準備業務と捉え「サービス購入料Bの内訳書(開業準備業務の対価)」に含めておくとの認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
177	要求水準書	63	第4	1	(1)	イ	指定管理者	貴県として想定している指定管理者に指定する時期をお示しください	令和8年度までに指定管理者の指定を想定しています。
178	要求水準書	64	第4	1	(5)	ア	施設開館日等	月1回程度の休館日を設けるとありますが、週1回としても可能でしょうか？	原案の通り、月1回程度の休館日が基本となります。ただし、定期点検等による休館日は、事前に県と事業者が協議して決定します。
179	要求水準書	64	第4	1	(5)	ア	開館日	「ただし、月1回程度の休館日を設けることができる。なお、定期点検等による休館日は、事前に県と事業者が協議して決定する。」とありますが、事業者の希望する日程で休館日を定めることができると考えてよろしいでしょうか。	月1回程度の休館日は事業者の提案に基づき設定することを想定しています。
180	要求水準書	64	第4	1	(5)	ア	開館日	定期点検等による休館日は事前に県と事業者が協議して決定とありますが、現状の想定をお示しください。	現時点では、月1回程度を想定しています。
181	要求水準書	65	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定	(オ)で「県民のスポーツ推進及び施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合、県は減免措置を行う予定である」とありますが、具体的などのようなものが減免対象と想定されておりますでしょうか。ご教授下さい。	専用利用にあたり、 ・埼玉県(埼玉県教育委員会含む。以下同様)がスポーツ事業として使用する場合は全額免除 ・埼玉県がスポーツ事業以外で使用する場合は半額免除 ・県内の学校及び、県内の県を単位とした公益団体が使用する場合は半額免除 ・県内の市町村(市町村教育委員会含む)がスポーツ事業として使用する場合は半額免除を想定しています。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
182	要求水準書	65	第4	1	(7)	ア	利用料金設定	(ウ)に記載の減免措置に関して措置に関して減免の範囲によって利用料金収入の算出が大きく変わるため、現段階で想定している減免措置をお示し下さい。	No. 181をご参照ください。
183	要求水準書	65	第4	2	(7)	ア	利用料金の設定	「(ウ)県民のスポーツ推進及び施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合、県は減免措置を行う予定である。」と記載されております。運営業務の事業収支計画に影響がありますので、県が想定されている減免措置の考え方をご提示願います。	No. 181をご参照ください。
184	要求水準書	65	第4	3	(7)	ア	利用料金の設定	県民のスポーツ推進及び施設の利用促進を目的として本施設を利用する場合、県は減免措置を行う予定とありますが、減免対象行事・日数・減免率をご教示ください。利用回数によっては収入の大幅な減収に繋がりますが、減免対象者が利用する際に、県からPFI事業者への補填はありますでしょうか。	県が想定する減免については、No. 181をご参照ください。なお、減免を行った場合の事業者への補填は想定していません。
185	要求水準書	65	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定(ウ)	県は減免措置を行う予定、とございますが、基準についてご教示ください。定めのない場合、県有スポーツ施設（ラグビー場、スポーツ総合センター、スケート場等）の減免規定をお示しください。	No. 181をご参照ください。
186	要求水準書	65	第4	1	(6)	イ	会議室の個人利用	会議室の個人利用について、○が設定されておりますが、個人利用料金も設定する認識で宜しいでしょうか（会議室は他の公共施設を確認しても、団体で借りるケースが多く、個人で利用できるケースがあまり見当たらないため確認です）	その理解で結構です。
187	要求水準書	66	第4	2	(2)	ア	総括責任者	(イ)記載のある豊富な経験の具体的な年数等をお示しください。	具体的な年数は規定しませんが、過去に同等の業務に対し、事業を実施した経験がある者を想定しています。
188	要求水準書	68	第4	2	(6)		施設管理台帳	記載の「保全マネジメントシステム」の詳細をご教示ください。公開デモ版については地方自治体に限られており、導入していない民間事業者にとってはその内容を知ることができないようなので、求める内容についてその仕様をご教示ください。	保全マネジメントシステムに準ずる必要はないこととします。これに応じ、要求水準書を修正します。
189	要求水準書	68	第4	2	(6)		施設管理台帳	「一般財団法人建築保全センターの「保全マネジメントシステム」に準ずる」とありますが、本内容の趣旨は貴県が当該システム「BIMMS」を活用して施設情報を管理するために、システムへの入力情報（土地・建物情報、エネルギー管理、保全計画等）を提示するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 188をご参照ください。
190	要求水準書	70	第4	3	(1)	(カ)	本施設に隣接して川口市が計画している神根運動場、神根公園及び北スポーツセンターとの連携	「事業者は、県、市及び事業者等との間で本施設及び近隣施設等の運営の全般についての協議を目的とする連絡調整会を、月に1回程度を目安として開催すること。」とありますが、この連絡調整会議はPFI事業者が主催するのでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
191	要求水準書	71	第4	3	(3)	(ア)	スポーツ教室等実施業務	県民がスポーツや健康づくりを行うきっかけとするための事業が5つ記載されていますが、こちらの事業は事業者が必ず実施しなければならない事業ということの解釈でよろしいでしょうか。	No. 192をご参照ください。
192	要求水準書	71	第4	3	(3)	(7)	スポーツ教室等実施業務	教室等を例示して頂いておりますが、県民がスポーツや健康づくりを行うきっかけとするための教室等であれば、提案できるとの認識でよろしいでしょうか	県民がスポーツや健康づくりを行うきっかけとするため示している5つのような事業については、事業者が必ず実施してください。その上で、スポーツ教室等実施業務として、それ以外の事業を提案いただくことも可能です。
193	要求水準書	72	第4	3	(4)	(7)	トレーニング指導支援業務	一連の支援業務とありますが、提案では支援の形を明確に提示すればよいという認識でしょうか。表立って業務を行うことではないという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
194	要求水準書	72	第4	3	(4)	ア	トレーニング指導支援業務	主催事業が実施される以外の日でも、ドライランド、映像分析装置、スイムベンチ、フィットネスバイク等のトレーニング器具の使用方法が指導できる体制を整えておくという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
195	要求水準書	73	第4	3	(6)	イ	専用利用（団体専用利用）に関する業務	予約開始日等の記載がありませんが予約ルール等は事業者提案にゆだねるという認識でよろしいでしょうか	その理解で結構です。
196	要求水準書	73	第4	3	(6)	イ	専用利用（団体専用利用）に関する業務	予約管理に関してシステム等の運用に関する記載がございませんが予約管理方法は事業者提案にゆだねるという認識でしょうか	その理解で結構です。
197	要求水準書	73	第4	3	(6)	イ	利用者の受付に関する業務	(ウ) 専用利用（大会等専用利用）に関する業務のbに記載の「利用調整会議」は、県が主催する会議との理解でよろしいでしょうか。その場合の事業者の役割及び開催頻度をご教示願います。	事業者が主催する会議であり、開催頻度も事業者提案によります。
198	要求水準書	74	第4	3	(6)	ウ	(イ)優先利用	川口市や市スポーツ協会、市水泳連盟等のイベント等の開催は「a」に該当するという認識でよろしいでしょうか。	dに該当します。
199	要求水準書	74	第4	3	(7)	7	プール監視業務	(7)監視員は、泳力がありとありますがこの基準はどこにありますか？次項の日赤水上安全法に掲げられる泳力という認識でしょうか？	監視員に求められる泳力の基準については、その理解で結構です。
200	要求水準書	74	第4	3	(6)	ウ	利用者決定に関する業務	(イ)「次の場合には施設を優先利用させることができる」との記載されておりますが、優先利用に関しては事業者の裁量によるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、a～cの順番に優先順位として理解して優先利用させるようにしてください。なお、dの内容によっては、県と事業者との協議により、dが優先されることも想定されます。
201	要求水準書	74	第4	3	(6)	ウ	利用者決定に関する業務	(イ)優先利用に記載されておりますa～dの順番が優先順位との理解でよろしいでしょうか。	No. 200をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
202	要求水準書	77	第4	3	(8)	エ	広告スペースの運営	<p>広告スペースの使用料は事業者の収入とする。とありますが、行政財産の目的外使用許可により県による事前承諾は必要と思われませんが、使用料の支払いは不要との理解で良いでしょうかご教示ください。必要な場合は料金の算出の根拠をお示し下さい。</p> <p>事業者が行政財産の目的外使用許可により使用料を納付することで屋内広告スペースを運営し、事業者は広告主から同スペースの対価を受領する想定です。</p> <p>事業者の行政財産の目的外使用許可に係る使用料は、行政財産の使用料に関する条例の別表に定める使用料に、光熱水費等を要する場合は当該費用を加算して納付することになります。この考え方と要求水準書の記載に齟齬がありましたので、修正します。</p>	
203	要求水準書	77	第4	3	(8)	エ	広告スペースの運営	<p>屋内の広告掲載に関する目的外使用料等について県の規定・基準はありますでしょうか。</p> <p>No. 202をご参照ください。</p>	
204	要求水準書	77					ネーミングライツ	<p>「本施設の名称やロゴ等の表示の施設への設置費用は命名権者の負担」とありますが、期間中、損傷などにより修繕が必要になった場合や新たに追加する場合等、事業者が管理している上で帰責がないのを前提として、貴市及び命名権者にて費用も含めご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その理解で結構ですが、市及び命名権者ではなく、県及び命名権者にて費用も含め負担することになります。</p>	
205	要求水準書	77	第4	3	(8)	ウ	県が実施するネーミングライツ募集への協力	<p>作成広報物等の制作スケジュール（パンフレット等及びWebサイトは開業6か月前製作が要求水準）に影響が出るため、ネーミングライツ事業者及びロゴ等の確定時期をご教示ください。</p> <p>現時点では未定です。</p>	
206	要求水準書	78	第4	3	(10)	ア	駐車場の料金設定	<p>「本施設の駐車場及び駐輪場は無料とする。」との記載がありますが、営業時間は無料としつつ、営業時間外は違法駐車対策のために料金設定することは可能でしょうか？</p> <p>原案の通りとします。</p>	
207	要求水準書	79	4	3	(12)	(ウ)	物販コーナー等運営業務	<p>行政財産の目的外使用に際して使用料は課せられますでしょうか。課せられる場合、使用料をお示しいただけますでしょうか。</p> <p>行政財産の使用料に関する条例の別表に定める使用料に、光熱水費等に要する費用を加算して県に納付していただきます。</p>	
208	要求水準書	79	第4	3	(12)		物販コーナー等運営業務	<p>行政財産使用料をご教示ください。</p> <p>No. 207をご参照ください。</p>	
209	要求水準書	79	第4	3	(12)	(ウ)	物販コーナー等運営業務	<p>行政財産の目的外使用料算定方法についてご教示いただけますでしょうか？</p> <p>また、目的外使用許可は業務受託者にて取得することも可能という理解でよろしいでしょうか？</p> <p>前者については、No. 207をご参照ください。また、後者については、事業者が物販コーナー等運営業務を実施し、その一部を業務受託者に委託する場合、事業者が取得してください。</p>	
210	要求水準書	80	第4	3	(13)		自由提案事業	<p>自由提案事業として提案した事業が事業者の努力にもかかわらず継続困難となった場合、自由提案事業の中断や解約等の協議に応じて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>可能です。詳細は事業契約書（案）第87条を確認ください。</p>	
211	要求水準書	80	第4	3	(13)		自由提案事業	<p>自由提案事業は、運営・維持管理期間（14年9か月）を通じて同一の提案が必須でしょうか。</p> <p>利用者ニーズも変化していく事が予想されるため、年度途中での変更提案など柔軟な対応が取れる条件を検討頂けないでしょうか。</p> <p>事業契約書（案）第87条の通り、事業期間中に自由提案事業の内容を変更することを、県の承諾の上認めています。</p>	

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
212	要求水準書	80	第4	3	(13)	イ	自由提案事業実施に伴う利用料金等の取扱い	条例上の利用料金設定が無い場所で自由提案事業を行う場合は、行政財産目的外使用料を県に納めるという認識で良いのでしょうか。また、料金を徴収しない事業でも使用料を支払う必要がありますでしょうか。	行政財産の使用料に関する条例をご参照ください。なお、当該条例の第3条に基づき、使用料を減額又は免除する場合があります。
213	要求水準書	80	第4	2	(13)	イ	自由提案事業実施に伴う利用料金等の取扱い	例えば、学校水泳授業や運動部活動の地域移行で水泳指導を実施する場合、光熱水費はどのように計算するのかご教示ください。	ご質問いただいた事業等を50mプール等で行う場合は、設置管理条例に基づき定められる利用料金を支払うこととなります。
214	要求水準書	80	第4	3	(13)		自由提案事業	「事業者は、県の承諾を得た上で、自らが企画する自由提案事業を実施することができる」とありますが、どの時期に承諾を得る認識でしょうか。運営開始（自由提案事業の実施）前でしょうか。	業務開始初年度は運営・維持管理業務の開始の日の90日前まで、業務開始2年度目以降は各年度の運営・維持管理業務の開始の日の30日前までに県の承諾を受ける必要があります。詳細は事業契約書（案）第68条・第87条を確認ください。
215	要求水準書	80	第4	3	(13)		自由提案事業	自由提案事業を行うにあたり、行政財産の目的外使用許可は必要になりますでしょうか。また、行政財産使用料の算出方法を教えていただけますでしょうか。	設置管理条例において利用料金を設定していない場合や設置目的に則さない場合は、行政財産の目的外利用許可が必要になります。この場合、行政財産の使用料に関する条例の別表に定める使用料に、光熱水費等に要する費用を加算して県に納付していただきます。
216	要求水準書	81	第4	4	(1)	イ	業務提供時間帯	建物保守管理、清掃等の業務実施時間帯は県と協議を行うとありますが、県が想定している時間帯をそれぞれお示しください。	本施設の運営に支障がないように、事業者が設定するものとなりますが、No.219もご参照ください。
217	要求水準書	86	第4	4	(5)	イ	駐車場・駐輪場	駐車場・駐輪場は施設利用者及び関係者向けであり、無料であるとの理解で宜しいでしょうか。また、駐車場のゲート等の設置については事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
218	要求水準書	87	第4	4	(6)	イ	清掃業務	大会運営ゾーンはどこの諸室が該当するか諸室名をご教示ください。	大会運営ゾーンではなく、正しくは選手利用ゾーン・プール運営ゾーンのことを指します。これに応じて、要求水準書を修正します。
219	要求水準書	87	第4	4	(6)	イ	清掃業務	「プール開館中は、利用者が快適、安全に遊泳できるよう、毎日開館前に日常点検、清掃を行うこと。」とありますが、要求水準に定める品質レベルが保たれており、利用者の利用に支障のない範囲であれば開館前に清掃を終えなくても良いとしていただけないでしょうか。現状の要求水準では開館前に施設内ほぼ全ての諸室を相当数の人工で清掃する必要があると見受けられ、事業費増に繋がっております。	要求水準書P.87の「毎日開館前に日常点検、清掃を行うこと」を「毎日開館前に日常点検を行うこと。また、毎日清掃を行うこと」に改めます。
220	要求水準書	87	第4				清掃業務	「主催者に相当数のごみ箱等を設置するように指導」とありますが、ごみの処分についても主催者が行う（持ち帰る）という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
227	要求水準書	28, 29	第2	2	(3)	イ	プール施設	メインプールゾーンとサブプールゾーンに採暖室を設置することと示されておりますが、動線等を考慮すれば、1箇所を集約することは可能でしょうか。	原案の通りとします。
228	要求水準書	49-55	第3	2	(1)	イ	設計図書の作成	基本設計図書および実施設計図書に記載の「工事費概算書」「積算業務図書」(建築工事積算数量算出表)(建築工事積算数量調書)(工事費積算調書)(見積書比較表)については特に書式の指定等無いと考えてよろしいでしょうか。	書式に指定はありませんが、事業契約書(案)別添2に規定している各種スライドの実施が可能なものとしてください。
229	要求水準書別紙1						対象敷地現況図	本PFI事業の対象となる事業敷地境界のCADデータを共有いただくことは可能でしょうか。	提供することは出来ません。
230	要求水準書及び別紙1対象測量現況図	15	第1	1	(1)	ア	立地条件	「別紙1 対象測量現況図」に記載のPFI事業敷地が既存の野球場を含んでいます。既存の野球場と北スポーツセンターでは地盤レベルが異なり、入札参加者で想定が異なる可能性があるため、野球場敷地を含めた工事着手時の想定地盤をご提示願います。	PFI事業敷地及び合築する北スポーツセンターの地盤面は標高4.7mを想定しています。なお、PFI事業敷地以外の川口市の敷地の想定地盤については、今後変更される可能性があります。
231	要求水準書別紙2						敷地測量図	敷地に関し水平・高低測量データをご提供いただけないでしょうか。また、境界は確定済みとの理解でよろしいでしょうか。	高低測量データについては、No. 230をご参照ください。なお、要求水準書別紙2に高低測量データを追加します。また、境界については現時点で一部未確定ですが、要求水準書別紙1及び別紙2を参照し提案してください。
232	要求水準書及び別紙2敷地測量図	16	第1	1	(1)	オ	土壌調査	地歴等の資料が提示されていません。土壌汚染は無い条件との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
233	要求水準書及び別紙2敷地測量図	16	第1	1	(1)	カ	測量	「別紙2 敷地測量図」には地盤レベルに関する記載がありません。現況の地盤レベルに関する資料があればご提示願います。	No. 231をご参照ください。
234	要求水準書別紙2						敷地測量図	敷地測量図のCADデータを頂けますか。	要求水準書別紙2のCADデータの提供を希望する場合は、入札説明書P. 12記載の入札等担当部局に電子メールでご連絡ください。
235	要求水準書別紙1別紙2						敷地測量図	PFI事業敷地の形状をCADデータ若しくは寸法資料を提示いただけますでしょうか。(西側道路境界セットバック寸法共)	要求水準書別紙1のCADデータについては、提供することは出来ません。一方、要求水準書別紙2のCADデータの提供を希望する場合は、No. 234をご参照ください。
236	要求水準書及び別紙3地質調査資料	15	第1	1	(1)	ウ	地盤状況	調査位置平面図の基準点の標高の記載がありません。ご提示願います。	H=4.454mの記載があります。
237	要求水準書及び別紙3地質調査資料	15	第2	1	(1)	ウ	地盤調査資料	ボーリング柱状図に試料採取の記載がされております。地盤の液化判定等のため、試験項目やその結果等をご提示願います。	要求水準書別紙3の内容を追加します。
238	要求水準書及び別紙4インフラ整備状況	16	第1	1	(1)	キ	各種インフラ整備状況	「別紙4 インフラ整備状況(河川)」において、事業敷地内の水路工作物の芝-23-1-1・芝-23-2-1は工事着手前に撤去済、芝-22-2は現状のまま残置と考えてよろしいでしょうか。	芝-23-1-1は深さ1m程度の箇所には丸管がありますが、令和6年度末までに川口市が撤去する予定です。芝-23-2-1については構造物はなく、芝-22-2は残置となります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
239	要求水準書及び別紙4 インフラ整備状況	16	第1	1	(1)	キ	各種インフラ整備状況	「別紙4 インフラ整備状況（河川）」に記載の芝-23-1-1・芝-23-2-1の仕様及びレベルが不明なため、ご教示願います。	No238をご参照ください。
240	要求水準書及び別紙4 インフラ整備状況	16	第1	1	(1)	キ	各種インフラ整備状況	「別紙4 インフラ整備状況（電気）」に記載のとおり、工事着手時は敷地内（上記図中赤枠内）の電柱は撤去されているとの理解でよろしいでしょうか。	撤去される予定です。
241	要求水準書別紙5-1	1	必要諸室及び仕様					共通事項において高機能循環ろ過装置を設置することとなっておりますが、実際の運営の上で、高機能循環ろ過を継続的に使用しているケースは少なく、費用対効果を鑑み運用を取りやめている施設もあります。設備機器が昨今非常に高騰している中で費用対効果を考え、高機能循環ろ過装置の設置は、事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書別紙5-1の共通事項にて規定する高機能循環ろ過装置の詳細な仕様については、要求水準書に規定している性能を充足する限りにおいて事業者提案によります。
242	要求水準書別紙5-1	9	必要諸室及び仕様	ゾーンその他			機械室、電気室、地下機械室、発電機室	機械室、電気室、発電機室は、原則、屋内設置とする、との記載がありますが、発電機室は屋外設置とした方が給排気ファンの削減や設置スペースの縮小等のメリットもあるため、屋外設置の計画としても宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
243	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	1					各室の想定面積	「想定面積（㎡/室）又は利用者数」との表記ですが、最低限確保すべき面積ではなく、増減は可能との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
244	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	5					プールサイドに面する部屋	多様で柔軟な使い勝手・運用に対応可能な、諸室の配置を検討しています。要求水準の内容を理解した上で、他の部屋や廊下を介して、またはプールサイドには面していないが直通する廊下を通じて計画してもよろしいでしょうか。	回答する上で質問内容を計りかねるため、入札説明書等に関する質問（第2回）又は事業者対話時にご質問ください。
245	要求水準書別紙5-1						必要諸室及び仕様	共通事項で高性能ろ過装置を設置することと記載されていますが、対象プールやろ過装置の能力については事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書別紙5-1の共通事項にて規定する高機能循環ろ過装置の詳細な仕様については、要求水準書に規定している性能を充足する限りにおいて事業者提案によります。
246	要求水準書別紙5-1						必要諸室及び仕様	高性能ろ過装置を設置することと記載がありますが、運営・維持管理の工夫やノウハウにより他の50M屋内プールでは一定水準以上の水質を確保しております。要件をお示し下さい。また、プール循環ろ過設備の仕様については、事業者による提案でも宜しいでしょうか。	No. 245をご参照ください。
247	要求水準書別紙5-1						必要諸室及び仕様	共通事項で高性能循環ろ過装置を設置することと記載がありますが、要件をお示し願います。また、プール循環ろ過設備の仕様については、事業者による提案でよろしいでしょうか。	No. 245をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
248	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	1					共通事項	「一般共通事項」として「採光窓については、自然光が公式競技や興行等利用時の妨げとならないよう、遮光装置（電動）を設けること」と記載されています。メインプール及び飛込プールゾーンの採光窓を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
249	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	2					プールサイドの幅	プールサイドの幅とは、プール端の水際から壁までの距離との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。なお、公認プール規則を充足するようにご注意ください。
250	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	6					プール運営ゾーン 1階 医務室兼ドーピング 検査室	機械の給排水及び給湯仕様欄に（○）の記載されておりますが、（ ）の意味をご教示願います。	正しくは「○」の表記ですので、要求水準書別紙5-1を修正します。
251	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	6					事務室	「関連団体等が利用するスペース」として見込むべき必要な面積または在室者数の指定があればご教示願います。	現時点では具体の想定はありません。
252	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	6					館長室	プール運営ゾーンの館長室に関し、「館長が定期的に利用できる・・・」と記載されておりますが、館長の定義をご教示願います。	館長とは、運営・維持管理総括責任者を想定しています。
253	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	8					座席の寸法	「座席1席あたりの幅は450mm以上、奥行きは450mm以上とすること」と記載されております。この奥行きはベンチシートの座面の奥行きを差している理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
254	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	1～9					全般 電気	電気の仕様欄及び備考欄に記載のない電気設備の仕様は、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
255	要求水準書別紙5-1 必要諸室及び仕様	1/9					共通事項	ろ過装置については、他施設の事例を踏まえ、仕様等については事業者の提案によるものとの認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
256	要求水準書別紙5-3 ゾーニング イメージ図						機能向上ゾーン	「メインプールゾーン・サブプールゾーン・プール運営ゾーン・選手利用ゾーンの位置は1階ゾーニング図の通りとすること。」とありますが、機能向上ゾーンは、上述には該当しないとの理解でよろしかったでしょうか。	その理解で結構です。
257	要求水準書別紙5-3 ゾーニング イメージ図						機能向上ゾーン	機能向上ゾーンのドライランドは飛込競技に対応した部屋である一方で、機能分析室は「メインプールに近接」との記載があります。ドライランドと機能分析室とは、同じ機能向上ゾーンでありながら、隣接・近接等の配置の制約は無いとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
258	要求水準書別紙5-5	1	-	-	-	-	飛込台・飛板レイアウトについて	別紙5-5参考図の中で「1m飛込台」と「3m飛込台」が各2カ所設置されている絵となっておりますが、要求水準書p27②(ウ)に記載の内容では台数の指定はございません。別紙5-5の絵はあくまで参考図と考え「1m飛込台」と「3m飛込台」の台数の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
259	要求水準書別紙5-6						ドライランドレイアウト	ドライランドに必要な備品は、「別紙6 プール備品リスト」と「別紙8 什器備品リスト」のどちらに該当するかご教示願います。	別紙に記載のない備品についても、事業者提案によります。なお、様式3-3-5等で事業者提案による備品を記載する場合、事業者提案により適宜振り分けて記載してください。
260	要求水準書別紙6						プール備品リスト	『本リストの品名及び仕様は参考として示したものであるため、本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて必要な什器備品を整備すること』との記載により、プール備品の仕様と数量については、事業者提案に委ねるものと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
261	要求水準書別紙7						プール電気備品リスト	競泳用自動審判計時システムに示されている数量ですが、大会時にどのような計時システムのセッティングを想定されているか具体的にご教授ください。	備品リストは参考として示しているものなので、大規模大会での運用に耐えうるのであれば、事業者提案によります。
262	要求水準書別紙7	添付資料別紙7					プール電気備品リスト	競泳用自動審判計時システム関連備品(プリンティングタイマー、タッチプレート、スターティングブロック、スタートスピーカーシステム、バックストロークレッジ、移動型表示システム、(障害者用出発合図システム) スタートランプ、競技処理用端末機等)について、数量が4セット分で記載されていますが、同時に4セット利用時、3セット利用時、2セット利用時のそれぞれ想定される競技会名と開催頻度及びどのプールを使用するかの運用なのかをご教示願います。	具体の想定はありません。なお、備品リストは参考として示しているものなので、大規模大会での運用に耐えうるのであれば、事業者提案によります。
263	要求水準書別紙7	添付資料別紙7					プール電気備品リスト	競泳用自動審判計時システム関連備品(プリンティングタイマー、タッチプレート、スターティングブロック、スタートスピーカーシステム、バックストロークレッジ、移動型表示システム、(障害者用出発合図システム) スタートランプ、競技処理用端末機等)について、数量が4セット分で記載されていますが、現実的ではなく複数プールでの同時競技会の頻度は低いと考えます。通常の50mプール施設では1セットがほとんどです。収納スペースも4倍必要となり、コストもかかります。同時競技会の場合はレンタルでの併用対応も考えられることから、常設するセット数を1セットもしくは2セットにすることは可能でしょうか。	備品リストは参考として示しているものなので、大規模大会での運用に耐えうるのであれば、事業者提案によります。なお、購入又はリースにて調達する備品については、要求水準を満たす必要があります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
264	要求水準書別紙7						プール電気備品リスト	『本リストの品名及び仕様は参考として示したものであるため、本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて必要な什器備品を整備すること』との記載により、プール電気備品の仕様と数量については、事業者提案に委ねるものと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
265	要求水準書別紙7	1					競泳用自動審判計時システム	プール電気備品リストで「分類：競泳用自動審判計時システム」が競泳40コース分の両面分の必要数が記載されておりますが、これを下回る数の事業提案をすると要求水準未達となり失格となるのでしょうか。又は、リスト上段にある※の注釈にあるようにリストの有無及び数量についても事業者提案であるとお考えでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいては、後者の理解で結構です。
266	要求水準書別紙8						什器備品リスト	『本リストの品名及び仕様は参考として示したものであるため、本リストの記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて必要な什器備品を整備すること』との記載により、什器備品の仕様と数量については、事業者提案に委ねるものと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
267	要求水準書別紙6別紙7別紙8						プール備品リスト プール電気備品リスト 什器備品リスト	実施方針等に関する質問回答で、各種備品リストの品名及び仕様は参考として示したものであり、品目や仕様、数量については事業者提案が可能との回答がありましたが、提案内容によっては調達コスト、ランニングコストなど大幅に影響が生じる恐れがあります。評価の基準についてご教授ください。	評価の基準については、落札者決定基準を参照ください。
268	要求水準書別紙9利用料金等の考え方	1					利用料金の考え方	「利用料金の免除・減額を検討している」と記載されておりますが、事業費の算出に影響するため、免除・減額の基準をご教示願います。	No. 181をご参照ください。
269	要求水準書別紙9	2		2	(2)		専用利用	各プール施設における全面貸切での料金設定が二時間あたりとありますが、細かく時間・料金を設定する提案をすることは可能でしょうか。	二時間より短い単位で利用料金を設定することは可能です。なお、二時間当たりに換算した場合に要求水準書別紙9で示す上限額を超えない範囲において利用料金の額を設定していただくこととなります。
270	要求水準書別紙9	5		2	(3)		その他諸室・設備	キッズルームは事業の開催内容や状況に応じて、有償で提供することは可能でしょうか。	無償での提供を想定しています。
271	要求水準書別紙9	2		2	(2)		専用利用	専用利用の料金は二時間単位で設定する他、一時間あたりの料金も提案することは可能でしょうか？	No. 269をご参照ください。
272	要求水準書別紙9	2		2	(2)		専用利用	各プール施設における全面貸切での利用料金の上限額等の記載がありますが、レーン毎の利用料金の上限額等の設定についてご教授ください。また、二時間あたりではなく、一時間あたりの設定は可能でしょうか？	レーン単位で利用料金を設定することも認めます。また、二時間より短い単位で利用料金を設定することは可能です。なお、いずれの場合ともに、要求水準書別紙9で示す上限額を超えない範囲において利用料金の額を設定していただくこととなります。
273	要求水準書別紙9	5		2	(3)		その他諸室・設備	キッズルームが一覧表に記載されておりませんが、無料ということでしょうか。	No. 270をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
274	要求水準書別紙9						利用料金の考え方	スポーツ教室等実施業務、物販コーナー等運営業務、自由提案事業に係る利用者から徴収する料金は事業者からの提案との認識でお間違いないでしょうか	その理解で結構です。
275	要求水準書別紙9						利用料金の免除・減額	事業計画算出にも影響があるため、具体的な内容を提示ください。 また、仮に具体的な内容を提示できず、落札後に減免設定をする中で、事業者側が減収となった際には、その減収分を貴県にて補填頂ける認識で宜しいでしょうか。	No.184をご参照ください。
276	要求水準書別紙9	2		2	(2)		専用利用	「その他の場合-入場料なし」の具体的に想定している事例等があればお示しください（どういった内容が当てはまるか確認させて頂きたいと存じます）	企業の従業員の健康増進、CM撮影やテレビ撮影などを想定しています。
277	要求水準書別紙9 利用料金等の考え方			2	(1)		利用料金等の考え方	障がい者の利用料金については、提案という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。なお、障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例により減免を行う可能性があります。
278	要求水準書別紙10						川口市との調整状況	「県は、埼玉県屋内 50 m水泳場の事業敷地に、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき必要とされる緑化面積のうち、2,160 m ² 以上の緑地を整備するものとする。」とありますが2,160m ² の算定方法は上記条例に準ずるものと考えてよろしいでしょうか。	県と川口市が協議し定めたものとなります。なお、同条例に基づき必要とされる緑化面積は、神根運動公園全体で賄う予定です。
279	要求水準書別紙10						川口市との調整状況	「市は県が整備する予定の緑化面積、雨水流出抑制施設容量で不足等を負担整備するものとする。」とありますが本来本事業敷地内で必要とされる緑化面積の不足分は市体育館の敷地内で補うと考えてよろしいでしょうか。	緑化面積の不足分は公園全体で賄う予定です。
280	要求水準書別紙10						川口市との調整状況	「埼玉県屋内 50 m水泳場及び北スポーツセンターは一棟として、建築基準法・消防法の規定に適合するよう協力するものとする。」とありますがこの場合の建築確認申請上の敷地境界の想定についてご教示ください。またこの敷地境界内においてふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき必要とされる緑化面積を充足する必要が生じるかについても合わせてご教示ください。	現時点で、建築確認申請上は、公園全体を一敷地と考えています。 緑化面積について、本事業で整備を求めているのは2,160m ² 以上であり、その他同条例に基づき必要とされる緑化面積は、神根運動公園全体で賄う予定です。
281	要求水準書別紙10						災害時の対応	埼玉県屋内50m水泳場は、一時避難場所・広域避難場所の指定対象施設となるかご教示願います。	要求水準書P.18の通りです。
282	要求水準書別紙10	1					川口市との調整状況	『現場事務所、工事車両の駐車場、資材の仮置き場、残土置き場等の埼玉県屋内 50m水泳場建設のために必要な作業敷地として、神根公園の南東に整備する駐車場のうち、半分程度の面積を県に無償で提供するものとする。』との記載がありますが、（提案時において）水泳場建設のために使用できるゾーンは、屋内水泳場近くのエリアと想定してよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、具体的に提供する範囲については、埼玉県及び川口市で協議し決定するので、必ずしも屋内水泳場近くのエリアが使用できるとは限りません。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
283	要求水準書 参考資料1						埼玉県水泳連盟 県 内大会 選手数・観 客数等資料	事業計画の算出にも影響するため、本資料内の大会において、おおよその目途でも構いませんので、どの程度の大会が本施設に誘致できるかお示し頂きたく存じます（目途を示さないと、応募事業者間でも大会数の算出等にバラツキが出てしまうものと思料します）	要求水準書参考資料1が過去の実績ですので、この資料を基に想定してください。なお、実際の大会誘致の頻度に関しては、大会主催者の判断によります。
284	要求水準書 参考資料1						埼玉県水泳連盟 県 内大会 選手数・観 客数等資料	既存施設川口東スポーツセンターにおける大会開催は49大会中5大会ですが、新水泳場開館における（既存種施設5件以外の）大会開催誘致については、各事業者において提案後に県水泳連盟等との協議と理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
285	落札者決定 基準	2					2落札者決定の手順 (1) 概要、(2) 審査の 流れ	落札者の決定後の審査講評などの形で不選定になったグループについてどの程度まで公表する予定でしょうか。ご教授下さい。 ・参加グループの仮の呼称のみ ・代表企業名のみ ・代表、構成、協力すべて	現在のところ未定です。
286	落札者決定 基準	4		3	(1)		提案審査の配点	性能審査が6割、価格審査が4割となっておりますが、全国の同種大型PFI事例より価格審査を3割（以下）で再考いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
287	落札者決定 基準	5	4	(1)			事業実施に関する事項 地域経済への配慮	「県内企業」とは、県内に商業登記簿上の本社を有する企業との理解でよろしいでしょうか。	「県内企業」に明確な定義は定めておりません。落札者決定基準の審査項目に定めた「地域経済への配慮」の観点から、審査委員会において評価されることとなります。
288	落札者決定 基準	9	-	4	(4)	-	修繕・更新業務	「運営・維持管理期間中において、本施設が安全かつ快適に利用されるために必要となる修繕・更新の具体的な内容及び頻度、費用等が示されているか。」とありますが、様式3-3-8においても修繕・更新の実施概要を記載するものと思います。本様式(3-7-3)でも同様の内容を記載するという理解でよろしいでしょうか。	「同様の内容」が、両様式間で整合性が図られるという点においてはその理解で結構です。なお、様式3-7-3の記載内容は様式集P.7をご参照ください。
289	様式集						提案内容評価の審査 に関する提案書	様式フォーマット「共通①」「共通②」の左上の「※様式名」の欄に記載する内容は、様式集（P2～P7）の「書式名及び記載内容」に記載のあるもの（例えば、様式3-4-1の場合は、「事業実施の取組方針に関する提案書」）との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
290	様式集 (PDF)	10	2				企業名の記載	企業名を記載した一覧表を添付すること、とございますが、企業名対応表を添付すれば、正本についても企業名については副本同様に構成企業A、協力企業Bの様に記載することで問題ないでしょうか。	様式集P.10の通りとします。
291	様式集 (PDF)	11	1				共通事項	CD-ROM等の提出とございますが、データ容量が大きい場合はDVDでの提出でも可能でしょうか。	DVDでの提出も認めます。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
292	様式集 (Word)	入札参加表明時等の提出書類					様式3-1-4	受任者の代理人の住所については、担当の所属先住所とし、氏名については所属部署・役職・名前を記載することで問題ないでしょうか。	その理解で結構です。
293	様式集	10	2				企業名の記載	構成員及び協力企業以外の企業（下請け企業や融資金融機関等）については、提案書へ会社名を記載することは可能でしょうか。	代表企業、構成員及び協力企業以外の企業名を提案書に記載することは可能です。
294	様式集	10	3				記載内容	「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証を提案書に添付することが一般的ですが、添付資料の提出は可能との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
295	様式集について	10	第2				企業名の記載	提案内容評価の審査に関する提案書に金融機関の融資確約書・タームシート、地域貢献に寄与する企業の関心表明書を添付してもよろしいでしょうか。添付してもいい場合、金融機関名や関心表明書の企業名を表記してもよろしいでしょうか。また、応募企業間の入札前協定書や株主間協定書を添付してもよろしいでしょうか。	No. 294をご参照ください。なお、代表企業、構成員及び協力企業に関する記述は黒塗りとする等、入札参加者名が分からないようにしてください。
296	様式集について	12	第4					提出書類一覧表の（6）提案概要書（様式3-9-1、様式3-9-2）だけ、提出要領に記載がないのですが、記入漏れではないでしょうか。他の提出書類と同様、提出方法を示して頂けないでしょうか。	提出方法に抜け漏れがありましたので、提案概要書に関する提出方法を「様式集について」に追記します。
297	様式集	9					提出書類ファイル形式	「※ 様式7 において、指定するファイル形式が「Word」のものについては、「PDF」での提出も可とする。」と記載されており。※様式7とは、様式3の誤植でしょうか。	様式3の誤りとなりますので、「様式集について」を修正します。
298	様式集	10	4				書式集	「上下左右には25mm程度の余白を設けること」と記載されておりますが、これは、様式フォーマットが「共通①」「共通②」の様式に関する余白指定であり、様式フォーマットが「指定」「任意」の様式には余白の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
299	様式集	10	4				書式集	「上下左右には25mm程度の余白を設けること」と記載されております。 ①ファイルの綴じ代となる左側は25mm程度の余白とし、それ以外の余白は「指定なし」または「15mm以上」として頂けませんでしょうか。 ②余白が指定される場合、ページ左上の様式番号（例：様式●—●）やページ右下の受付番号は余白の範囲内に記載することとして頂けませんでしょうか。	ご提案いただいた提出方法も認めます。これに応じて、「様式集について」を修正します。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
300	様式集	9	表				(6)提案概要書	「(6)提案概要書」の提出方法をご教示ください。 (ファイリング方法、正副それぞれの必要部数など)	提出方法に抜け漏れがありましたので、提案概要書に関する提出方法を「様式集について」に追記します。
301	様式集 様式2-7-2							参加表明に際して役員名簿を提出しますが、参加表明提出後及び参加資格確認結果通知受領後に役員の変更があった場合の取り扱いについてご教示願います。	変更があった場合は、その都度提出ください。
302	様式集	様式 3-3-3					サービス購入料Cの内訳書	消費税額はサービス購入料C総額に対して消費税率を乗じて計算した金額ではなく、各サービス購入料の支払回ごとに計算し、その合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。総額に対して消費税を計算する場合と、各回の消費税の合計とでは端数処理による差が生じるため確認させていただきます。	その理解で結構です。
303	様式集	様式 3-3-7					運営・維持管理業務費の内訳書	事業期間で平準化した金額を記載するのではなく、各年度の支出予定額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
304	様式集	様式 3-3-11					損益計算書	損益計算書において、令和8年度までのサービス購入料A-2（割賦元本）が斜線となっておりますが、割賦基準の廃止により施設引渡し前に売上を計上する場合、適宜様式を調整してもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
305	様式集	様式 3-3-11					損益計算書	地方法人特別税については令和元年9月までに開始する事業年度をもって廃止され、特別法人事業税が令和元年10月以降に創設されておりますが、適宜様式を調整してもよろしいでしょうか。	ご指摘の通りですので、様式3-3-11を修正します。
306	様式集について	12	第4	(3)			入札価格の内訳に関する提出書類	「様式3-3-1から様式3-3-13までをA4ファイルに番号の若い順に一括で綴じ」とありますが、提出書類一覧表を見ると様式3-3-12までしかありません。「様式3-3-12まで」の表記間違いではないでしょうか。	様式集P.12の「様式3-3-1から様式3-3-13まで」を「様式3-3-1から様式3-3-12まで」に改めます。
307	様式集について	12	第4	(4)			提出内容評価の審査に関する提案書	「様式3-3-1から様式3-3-17まで及び添付書類3-1をA4ファイルに番号の若い順に一括で綴じ」とありますが、提出書類一覧表を見ると、提出内容評価の審査に関する提案書に該当する番号は「様式3-4-1から様式3-7-3」ではないでしょうか。また、添付書類3-1が見当たらないのですがどの書類を指しているのでしょうか。	様式集P.12の「様式3-3-1から様式3-3-17まで及び添付書類3-1を」を「様式3-4-1から様式3-7-3まで及び様式3-4を」に改めます。
308	様式集について	12	第4	(5)			施設計画書（図面集）	「様式3-8-1から様式3-8-16までをA3ファイルに番号の若い順に一括で綴じ」とありますが、様式3-8-17は含まれないのでしょうか。	様式集P.12の「様式3-8-1から様式3-8-16までを」を「様式3-8-1から様式3-8-17までを」に改めます。
309	様式集 様式3-3-1						様式3-3-1 サービス購入料Aの内訳書（設計・建設業務に対する対価）	サービス購入料A-1のうち令和7年度及び令和8年度における支払額算定について、事業者が提案時に想定した出来高（SPC運営費等その他経費含む）の100%を県からの支払額として見込むとの理解でよろしいでしょうか。	様式3-3-1「(1)サービス購入料A-1（一時支払分）」の欄に記入して頂いた金額の100%が、県からの各年度の支払額となります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
310	様式集 様式3-3-8						修繕・更新業務費の内訳書	「注8 事業期間で平準化した金額を記載するのではなく、提案する修繕又は更新内容の実施時期を踏まえて、各年度の支出予定金額を記載して願います。」と記載されております。また、「事業契約書別添1 サービス購入料の構成と支払い手続き(案)」(P6)において「サービス購入料C-3は、区分(ⅠⅡⅢ)における各回の支払額は同額とする」と記載されております。各区分(ⅠⅡⅢ)の支払額の設定は、様式3-3-8を考慮した上で、事業者の提案による(つまり、様式3-3-8の事業期間の合計額とサービス購入料C-3の合計額が一致していれば事業者の提案による)との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。なお、様式3-3-8の事業期間の合計額とサービス購入料C-3の合計額は必ずしも一致させる必要はありません。
311	様式集 様式3-3-8						修繕・更新業務費の内訳書	「注8 事業期間で平準化した金額を記載するのではなく、提案する修繕又は更新内容の実施時期を踏まえて、各年度の支出予定金額を記載して願います。」と記載されております。また、「事業契約書別添1 サービス購入料の構成と支払い手続き(案)」(P6)において「サービス購入料C-3は、区分(ⅠⅡⅢ)における各回の支払額は同額とする」と記載されております。例えば、区分Ⅰ(支払対象期間：令和9年7月～令和14年3月)の支払額合計を、様式3-3-8のR9年度～R13年度の合計額と一致する等、各区分(ⅠⅡⅢ)の合計額が、様式3-3-8の対象期間の合計と一致させる必要があるのでしょうか。	必ずしも一致させる必要はありません。
312	様式集 (PDF)						3-3-4初期投資費	「注8 出来高見込(%)欄は、設計業務費及び建設業務費の出来高見込を記載してください。」につきまして 工事監理業務費は出来高見込に含まない理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務費を含めて記載ください。
313	様式集 (PDF)						3-3-11長期収支計画書	◇損益計算書の営業収益「サービス購入料A-2(割賦元本)(税抜)」R6年度～R8年度に斜線が入っておりますが、収益認識基準で履行義務を充足するにつれて収益を計上する場合、上記斜線部分に数字を記載する場合がございますので、ご了承ください。	その理解で結構です。
314	様式集 (PDF)						3-3-11長期収支計画書	◇損益計算書の営業収益「サービス購入料B(開業準備業務に対する対価)」R6年度～R8年度に斜線が入っておりますが、収益認識基準で履行義務を充足するにつれて収益を計上する場合、上記斜線部分に数字を記載する場合がございますので、ご了承ください。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
315	様式集 (案)	8					3-8-4	「配置図」に関して、北スポーツセンターとの関係、通路幅、車両進入口との概要が分かるように明示との記載がありますが、具体的には離隔距離、動線計画、(2階以上)連絡通路、車両動線の関係を明示すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
316	様式集 (案)	8					3-8-5	『「各階平面図」に関して、*主要な備品をレイアウトし、各室のイメージがつかめるようにすること。』との記載がありますが、(提案時の)備品については参考イメージとなりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。	各階平面図にレイアウトされた主要な備品と実際の整備備品が大きく乖離しないようにしてください。
317	様式集 (案)	9					3-8-11	「諸室リスト」に関して、要求水準書案別紙5-1 必要諸室及び仕様を参考としたいため、本別紙のエクセルデータのご提供を要望いたします。	提供を希望する場合は、入札説明書P.12記載の入札等担当部局に電子メールでご連絡ください。
318	様式集 (案)	8					3-8-9	「日影図及び実日影図」に関して、本計画地に(建築予定の)川口市側の計画建物の日影図は考慮する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	本事業の提案書提出時には、必ずしも考慮する必要はありません。
319	基本協定書 (案)	1	第4条	(1)			特別目的会社の設立	「本店所在地を埼玉県内としていること」につきまして、埼玉県内にはさいたま市などは事業所税の課税団体ですので、本事業における取り扱いをご教示ください。 当該税の取り扱いは、提案に左右されるものではないと考えますので、入札の公平性のためにも統一的な見解をお願いします。	特別目的会社の本店所在地に係る事業所税の課税の有無は評価対象ではありません。併せてNo.78もご参照ください。
320	基本協定書 (案)	1	第4条	(1)			特別目的会社の設立	「本店所在地を埼玉県内としていること」につきまして、本件施設を本店所在地とすることは可能でしょうか。	特別目的会社の本店所在地の住所を本施設内とすることは可能です。
321	基本協定書 (案)	3	7	5			事業契約	構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は事業予定者の連帯負担ではなく、帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案の通りとします。
322	基本協定書 (案)	4	7	6			事業契約	構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は事業予定者の連帯負担ではなく、帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案の通りとします。
323	基本協定書 (案)	4	8	1			談合防止	構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は事業予定者の連帯負担ではなく、帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案の通りとします。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
324	基本協定書 (案)	4	8	1			談合防止	違約金の課される期間について、事業契約の仮契約又は本契約が締結された場合は県が事業契約を解除するか否かにかかわらずとございますが、事業契約締結前までに違約金の発生事由に該当した場合に限定いただけますでしょうか。	原案の通りとします。
325	基本協定書 (案)	4	第7条	6項			事業契約	「第3項及び第7項並びに第8条1項の場合を除き、県は、事業予定者のいずれかの責めに帰すべき事由により令和●年●月●日までに事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合、事業予定者に対し、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の10分の1に相当する金額の支払を違約金として請求することができるものとする。」と記載されております。 期日を過ぎても仮契約を締結できる見込みがないと合理的に判断できる場合のみ、違約金が課されとの理解でよろしいでしょうか（期日後に仮契約を締結できる場合にも違約金が課されとのことであれば、事業者にとって違約金が過大と思料いたします）。	その理解で結構です。なお、基本協定で示す仮契約締結期日は、現時点では令和6年1月上旬と予定していますが、具体的には、基本協定締結時に事業者との協議の上、県が定めるものとなります。
326	基本協定書 (案)	4	第7条	6項			事業契約	入札説明書（P12）3（2）①事業者の募集・選定スケジュールでは、落札者の決定、基本協定締結及び仮契約の締結期日が確定していないことから、各手続きの期日間がタイトになることも想定されます。そのためSPCの設立登記が間に合わない等、締結期日までにやむを得ず仮契約の締結ができない場合も想定されますが、期日経過後に仮契約が締結できた場合、違約金は課されないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 325をご参照ください。
327	基本協定書 (案)	5	8	2			談合防止	違約金の金額について、入札金額（税込）の10分の2は過大と思料致しますので、入札金額（税込）の10分の1としていただけますでしょうか。	原案の通りとします。
328	基本協定書 (案)	5	第8条	2項			前項に規定する違約金	入札金額の10分の2に入札時における消費税及び地方消費税の額を加えた金額に相当する金額と記載されておりますが、入札価格全体にかかる消費税及び地方消費税ではなく、入札金額の10分の2に相当する消費税及び地方消費税の額を加えるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 329をご参照ください。
329	基本協定書 (案)	5	第8条	第2項			談合防止	「入札金額の10分の2に入札時における消費税及び地方消費税の額を加えた金額」は、「入札時における消費税及び地方消費税」が10%のとき、 (入札金額（税抜で割賦手数料を含む）の10分の2) × 110%の理解でよろしいでしょうか。	「入札金額（割賦手数料を含み消費税及び地方消費税の額を除いた金額）」の10分の2に、「入札金額のうち消費税の課税対象分に係る消費税の額」の10分の2を加えた金額となります。
330	事業契約書 (案)	2	第2条	(32)			用語の定義	「不可抗力等」には「予見できない感染症」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として不可抗力には含まれませんが、発生する事象等により、特別な業務内容を一定期間必要などとき又は業務内容が著しく変更される場合には不可抗力として扱う場合があります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
331	事業契約書 (案)	2	別紙 2	1	(1)	ウ	改定方法	サービス購入料改定方法(案)のうち単品スライド(第5項)に関して、サービス購入料Aの100分の1に相当する金額かどうか判断する際、比較対象となる物価変動前の基準日は、全体スライド(第1～4項)と同様に入札公告日の属する月の指標を基準とするとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
332	事業契約書 (案)	2	別紙 2	1	(1)	ウ	改定方法	サービス購入料改定方法(案)のうちインフレスライド(第6項)に関して、サービス購入料Aの100分の1に相当する金額かどうか判断する際、比較対象となる物価変動前の基準日は、全体スライド(第1～4項)と同様に入札公告日の属する月の指標を基準とするとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
333	事業契約書 (案)	2	第1章	第2条	(32)		不可抗力	不可抗力等にはコロナウイルスなどの感染症も含むとの理解でよろしいでしょうか。昨今の事例から国などの要請により施設休止を余儀なくされた事例もございますため、上記をお含みいただきたく、ご検討をお願いします。	No. 330をご参照ください。
334	事業契約書 (案)	2	第2条		(31)		不可抗力	不可抗力の定義において、「その他の人為的な現象のうち予見可能な範囲外のもの」との記載があるため、予見が難しい疫病等もこの不可抗力に含まれる認識で宜しいでしょうか。また、疫病の対象となる範囲をお示しください。	No. 330をご参照ください。
335	事業契約書 (案)	2	第2条	(31)及び(32)				政策変更についてはいずれでの措置となりますでしょうか？	政策変更は、法令等の変更又は不可抗力等のいずれにも該当しません。
336	事業契約書 (案)	3	第6条	1項			提案書類と要求水準の関係	「提案書類において、入札説明書又は要求水準書及びそれらに関する質問回答を満たしていない部分を未充足部分」と記載されておりますが、未充足部分に該当するかどうかについては、県と事業者が協議をした上で判断を行うとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
337	事業契約書 (案)	5	1	11	2		契約の保証	保証の金額は、サービス購入料Aの総額の100分の10以上とありますが、税込のサービス購入料Aの100分の10以上という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第2条第1項第28号に示すとおり、各サービス購入料の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
338	事業契約書 (案)	5	1	11	2		契約の保証	保証の金額は、サービス購入料Aの総額の100分の10以上とありますが、割賦手数料については引渡し時の基準金利に基づき金額が確定することから、契約保証金の対象から除いていただけますでしょうか。	割賦手数料については、契約保証金の対象から除外するように事業契約書(案)を修正します。
339	事業契約書 (案)	5	1	11	2		契約の保証	契約保証金の納付時期及び、保証を付保する場合における保証の始期は、仮契約締結日ではなく埼玉県議会にて議決された日という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
340	事業契約書(案)	5	第1章	第11条	2		契約の保証	「サービス購入料Aの総額の100分の10」とは、A-1とA-2の合計額から割賦手数料を除き、消費税及び地方消費税を加えた金額の100分の10を指す認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。併せてNo. 338をご参照ください。
341	事業契約書(案)	8	第19条	2項	2		条件変更等	事業契約書(案)第19条1項各号に掲げる事実が確認された場合は、事業者にとっても重要なリスクとなりますので、必要があると認められるか否かに関わらず、要求水準書の変更の協議を事業者と実施して頂くことは可能でしょうか。	原案の通りとします。
342	事業契約書(案)	11	第24条	1項	(1)及び(2)		(設計業務の遅延等)	「引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期」とございますが、延期に伴い事業終了日も延期されるとの理解でよろしいでしょうか？また、(2)末尾で「この場合において、当該増加費用及び損害の算定に係る引渡予定日及び供用開始日は延期されない。」とございますが、こちらの趣旨をご教示いただけますでしょうか？第29条1項(1)、第39条5項も同様です。	事業終了日の延期については、県と事業者との協議によります。また、後段の内容については、当該増加費用及び損害の算定に際して使用する引渡予定日及び供用開始日は、事業者の責めにより遅延した日付ではなく、この契約等に規定される当初の引渡予定日及び供用開始日を用いることを示しています。
343	事業契約書(案)	20	第48条	3項			県への本施設の引渡し	違約金の算定方法に関して、サービス購入料Aの総額に相当する額とは、割賦手数料を含まない金額との理解でよろしいでしょうか。	割賦手数料については、違約金の対象から除外するように事業契約書(案)を修正します。
344	事業契約書(案)	22	第52条	4項			開業準備業務の実施	開業準備期間中の保険付保に関して、開業準備業務の委託先企業が事業契約書別紙4第2項に規定された保険を付保する場合、保険費用は当該業務委託先企業が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
345	事業契約書(案)	25	第65条	1項			保険の付保	運営・維持管理期間中の保険付保に関して、運営・維持管理業務の委託先企業が事業契約書別紙4第2項に規定された保険を付保する場合、保険費用は当該業務委託先企業が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
346	事業契約書(案)	28	第80条				その他の収入	「県の収入とすることを条件として収受するもの」との記載がありますが、どのような収入を想定しているか具体的にお示しください。	現時点では具体の想定はありません。
347	事業契約書(案)	30	第87条	4項			自由提案事業の実施	事業者が県と協議のうえ県の合意を得て運営・維持管理期間中に自由提案事業の全部又は一部を中止又は終了した場合、罰則が課されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
348	事業契約書(案)	31	第6章	第3節	第94条	3	長期修繕計画の提出	「事業者は、本事業の終了の2年前までに、前項で県の承認を受けた長期修繕計画の時点修正を行い、これを県に提出しなければならない。」とありますが、要求水準書70頁では「事業者は、事業終了時の3年前までに施設劣化調査等を実施の上、施設劣化調査報告書及び事業終了後30年間の長期修繕計画等を県に提出し、確認・指示を受けること。」とあります。事業契約書に記載の2年前に長期修繕計画を提出と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第94条第3項の「2年前までに」を「3年前までに」に改めます。
349	事業契約書(案)	33	第99条				サービス購入料の改定	金利変動、物価変動及び電力等の使用量に伴うサービス購入料の改定は、別紙3と記載されておりますが別紙2の誤植でしょうか。	事業契約書(案)第99条の「別紙3」を「別紙2」に改めます。
350	事業契約書(案)	33	第100条	3項			サービス購入料の変更等に代える要求水準書の変更	要求水準書の変更内容に関し、「協議開始の日から14日以内に県と事業者との協議が調わない場合には、県が定め、事業者へ通知する」と記載されておりますが、県が要求水準書の変更を定める際は、合理的な判断基準に基づき変更して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
351	事業契約書(案)	35	第104条	1項	(2)	1	本施設の引渡し前の契約解除	要求水準書において開業準備期間は本施設の引き渡し後と定義されているため、開業準備業務を実施しないことによる契約解除は、第104条ではなく、第105条の本施設引渡し後の契約解除との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。また、事業契約書(案)第104条第1項第2号を、第105条に移すように修正します。
352	事業契約書(案)	39	9	113	1		本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	出来高には、貴県の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	出来高の対象は事業契約に定める業務の既履行部分であるとお考え下さい。ただし、出来高の買代金に金融費用は含まれません。
353	事業契約書(案)	39	第113条	3項			本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	サービス購入料を一括払いにより支払う場合、解除理由が事業契約書第107条、第108条、第109条、第110条の際には、解除に伴い生ずる増加費用及び損害(ブレイクファンディングコストを含む)も負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の資金調達にかかる増加費用は合理的な範囲で県が負担する増加費用に含まれるとお考え下さい。
354	事業契約書(案)	39	第113条	5項	(1)		本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	「当初借入として県が認めるもの(事業者の株主による劣後融資を除く)」と記載されておりますが、事業者の株主ではない金融機関等から劣後融資を受ける場合の金利は認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
355	事業契約書(案)	39	第113条	5項	(1)			県が認めるものに付された金利と同等の利率と記載されておりますが、これは、割賦金利の計算に用いるのと同等の利率との理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、内容についてご教示願います。	その理解で結構です。
356	事業契約書(案)	39	第9章	第113条	1		本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	「検査に合格した出来高」にはそれまでに要したPFI経費も合理的な範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	出来高の対象は事業契約に定める業務の既履行部分であるとお考え下さい。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
357	事業契約書(案)	39	第9章	第113条	2		本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	「開業準備業務の履行済みの部分」には開業準備業務期間中に要するPFI経費も合理的な範囲で含まれるという理解でよろしいでしょうか。	履行済みの部分は事業契約に定める業務の既履行部分であるとお考え下さい。
358	事業契約書(案)	39	第9章	第113条	5		本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	「事業者の施設整備業務に係る当初借入として県が認めるもの(事業者の株主による劣後融資を除く。)に付された金利」とは、様式3-3-1(2)サービス購入料A-2(割賦支払分)に記載する(基準金利(a))+外部調達先のスプレッド)を指す認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
359	事業契約書(案)	39	第9章	第113条	6		本施設の引渡し前の解除に伴う支払い	「別紙2のサービス購入料A-2の割賦金利の計算に用いるのと同様の利率」とは、様式3-3-1(2)サービス購入料A-2(割賦支払分)に記載する(基準金利(a)+スプレッド(b)+)を指す認識で宜しいでしょうか。	基準金利(a)+スプレッド(b)との理解で結構です。
360	事業契約書(案)	39	第113条	5項	(1)		(本施設の引渡し前の解除に伴う支払い)	「事業者の株主による劣後融資を除く。」とございますが、ご趣旨をご教示いただけますでしょうか?	劣後融資は通常より高い金利となることが想定されるため、あらかじめ除いています。
361	事業契約書(案)	40	9	115	1	(1)	損害賠償、違約金等	引渡しの前に解除された場合の違約金額は、税込みのサービス購入料Aの100分の10に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第2条第1項第28号に示すとおり、各サービス購入料の金額は消費税及び地方消費税を含みます。また、サービス購入料Aに含まれる割賦手数料については、質問の対象から除外するように事業契約書(案)を修正します。
362	事業契約書(案)	40	9	115	1	(2)	損害賠償、違約金等	引渡し後に解除された場合の違約金額は、税込みの年度のサービス購入料Cの100分の10に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第2条第1項第28号に示すとおり、各サービス購入料の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
363	事業契約書(案)	40	第115条	1項			損害賠償、違約金等	事業契約書第115条による違約金と基本協定書第8条による違約金は重複して課されることがないと理解でよろしいでしょうか。	事業契約書第115条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、重複して違約金を請求しないこととなります。
364	事業契約書(案)	40	第115条	1項	(1)		損害賠償、違約金等	違約金の算定方法に関して、サービス購入料Aの100分10に相当する金額とは、割賦手数料を含まない金額との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。また、割賦手数料については、質問の対象から除外するように事業契約書(案)を修正します。
365	事業契約書(案)	40	第9章	第115条	1	(1)	損害賠償、違約金等	「サービス購入料Aの100分の10」とは、A-1とA-2の合計額から割賦手数料を除き、消費税及び地方消費税を加えた金額の100分の10を指す認識で宜しいでしょうか。	No.364をご参照ください。
366	事業契約書(案)	40	第9章	第115条	1	(2)	損害賠償、違約金等	「当該解除が生じた年度のサービス購入料Cの合計額(開業準備期間中に解除された場合は、運営・維持管理期間の初年度におけるサービス購入料Cの合計額)の100分の10」の「合計額」には消費税及び地方消費税を含みますでしょうか。	事業契約書(案)第2条第1項第28号に示すとおり、各サービス購入料の金額は消費税及び地方消費税を含みます。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
367	事業契約書(案)	43	11	119	1		不可抗力等による増加費用・損害の扱い	引渡しまでの期間及び施設引渡し後のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、事業者の負担分に充当し、負担分を保険金額が上回った分を貴県の負担分に充当する建付けとしていただけますでしょうか。	事業者又はその他の被保険者が不可抗力等により事業契約書(案)別紙4に規定する保険の保険金を受領し、当該保険金の額が、事業者が負担すべき増加費用額及び損害額を超える場合、当該不可抗力等にもない県が負担すべき金額から控除してください。
368	事業契約書(案)	43	第9章	第119条	1	(1)	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	「サービス購入料Aの合計額の100分の1」とは、A-1とA-2の合計額から割賦手数料を除き、消費税及び地方消費税を加えた金額の100分の1を指す認識で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。また、割賦手数料については、質問の対象から除外するように事業契約書(案)を修正いたします。
369	事業契約書(案)	43	第9章	第119条	1	(2)	不可抗力等による増加費用・損害の扱い	「当該解除が生じた年度のサービス購入料Cの合計(開業準備期間中に解除された場合は、運営・維持管理期間の初年度におけるサービス購入料Cの合計)の100分の1」の「合計」には消費税及び地方消費税を含みますでしょうか。	事業契約書(案)第2条第1項第28号に示すとおり、各サービス購入料の金額は消費税及び地方消費税を含みます。
370	事業契約書(案)	43	第119条				不可抗力等による増加費用・損害の扱い	不可抗力自体が予期せぬ事象のため、不可抗力による収入減等の逸失利益が発生した場合は、貴県にて補填頂くことを要望します。	原案の通りとします。
371	事業契約書(案)	53					別紙4_事業者等が付保する保険等	開業準備期間中及び運営・維持管理期間中の保険について、保険契約者が、事業者「及び」業務の委託を受けた者とありますが、「又は」の間違いではないでしょうか。	事業契約書(案)別紙4の2(1)アの保険契約者の欄の「事業者及び」を「事業者又は」に改めます。
372	事業契約書(案)	53					別紙4_事業者等が付保する保険等	免責金額が「●●」となっておりますが、条件としては求めないという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
373	事業契約書(案)	53					別紙3 モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法	括弧書きの条文のうち、第98条第2項と記載されておりますが、第97条第2項の誤植でしょうか。	当該箇所の「第98条第2項」を「第97条第2項」に改めます。
374	事業契約書別添1	1		1			サービス購入料A-1	サービス購入料A-1の対象は、様式3-3-4の「小計D=A+B+C」と「合計D+G」どちらになるでしょうか。	サービス購入料A-1の対象は、様式3-3-1の(1)サービス購入料A-1(一時支払分)の合計となります。詳しくは様式3-3-1の注釈をご参照ください。
375	事業契約書(案)別紙1	3	2	(1)			設計・建設業務に係る対価【サービス購入料A】	サービス購入料A-1(一時支払分)が減少してサービス購入料A-2(割賦支払分)が増加した場合、金融機関への事務手数料等の追加費用や割賦手数料の増加分につきましては、貴県の負担という理解で宜しいでしょうか。	回答する上で質問内容を計りかねるため、入札説明書等に関する質問(第2回)又は事業者対話時にご質問ください。
376	事業契約書(案)別紙1	3	2	(1)	ア		一時支払分【サービス購入料A-1】	令和7年度及び令和8年度の出来高払い部分は、建中金利や融資組成手数料、弁護士費用等、業務が完了したSPC諸経費も含めてお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料A-1として支払う対価は、設計業務、建設業務および工事監理業務に要する費用となり、質問内容の費用はサービス購入料A-2として支払うことが基本となります。
377	別添1事業契約	3	第1				サービス購入料A(一時支払分)	価格提案評価の観点では、県の一時払い分の比率を最大限の88%とすることがSPC調達資金の金利負担が最小限になるため最善と考えますが、評価上のデメリット等の影響は他にございますか?	審査委員会での審査によります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
378	事業契約書 (案) 別紙1	3	2	(1)			設計・建設業務に係る対価：【サービス購入料A】	「88%以内で事業者が提案した額」について、様式3-3-1(1)「サービス購入料A-1(一時支払分)」にて提案する金額(様式3-3-1(1)注7に規定する範囲を満たす金額)をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
379	事業契約書 (案) 別紙1	3	2	(1)			設計・建設業務に係る対価：【サービス購入料A】	「88%以内で事業者が提案した額」に係る設計業務、建設業務および工事監理業務に要する費用の算定率(88%以内)の多寡は、評価に影響を及ぼすのでしょうか。	審査委員会での審査によります。
380	事業契約書 (案) 別紙1	3	2	(1)			設計・建設業務に係る対価：【サービス購入料A】	<サービス購入料Aの構成イメージ>において「設計業務、建設業務および工事監理業務に要する費用」と記載されておりますが、SPCの運営費等その他費用も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、あくまでサービス購入料Aに含まれるのは、引渡し日までのSPCの運営費となります。
381	事業契約書 (案) 別紙1	3	2	(2)	イ		支払方法	「事業者は、設計・建設期間(令和6年度から令和8年度まで)の各年度末までに、県による中間確認が完了した場合は当該年度終了後、完工確認が完了した場合は完了後、速やかに県に請求書を提出する」と記載されておりますが、中間確認等における出来高査定に関わらず、事業者が当初提案した年度毎のサービス購入料A-1が県より支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	出来高額及び事業者が設定した額のいずれか少ない額が支払われます。
382	事業契約書 別添1	3		2	(1)	ア	請求書受理からの支払日	「40日以内に事業者に対してサービス購入料A-1を支払う」とありますが、入札公告4その他(8)では30日以内に支払うとあります。事業契約書別添1の条件が優先する理解でよろしいでしょうか。 サービス購入料A-2・B・C-1・C-2・C-3も事業契約書別添1の条件が優先する理解でよろしいでしょうか。	30日以内に支払うこととし、これに応じて事業契約書(案)別添1を修正します。
383	事業契約書 別添1	3		2	(1)	ア	中間確認	(イ) 支払方法 「事業者は、設計・建設期間(令和6年度から令和8年度まで)の各年度末までに、県による中間確認が完了した場合は当該年度終了後、完工確認が完了した場合は完了後、速やかに県に請求書を提出する。」につきまして 本事業のスケジュールとして、令和6年度と令和7年度は年度末までに中間確認が完了、令和8年度末までに完工確認が完了となる理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
384	事業契約書 別添1	3		2	(1)		サービス購入料A-1	サービス購入料A-1を88%と提案した場合、令和6～8年度までのサービス購入料A-1は各年度の中間確認/完工確認のそれぞれ88%(税抜)と税抜額の10%の消費税相当額との合算が各年度支払われるのでしょうか。	No.385をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
385	事業契約書別添1	3		2	(1)		サービス購入料A-1	サービス購入料A-1を88%と提案した場合、令和6、7年度は中間確認の100%（税抜）と中間確認100%に対する10%の消費税相当額との合算をお支払いいただき、令和8年度に令和6～8年度サービス購入料A-1がトータルで88%になるよう調整した令和8年度のA-1（税抜）と10%の消費税相当額との合算をご請求することは可能でしょうか。	サービス購入料A-1（一時支払分）の合計額（様式3-3-1の（※1）に記載する金額）は、様式3-3-4（初期投資費の内訳書）に記載した「合計（税込）」の「88%」以内かつ「小計（D=A+B+C）」に消費税等を加えた額以内として提案してください。 この条件を満たしていれば、ご質問のような支払方法により提案して頂くことも可能です。
386	事業契約書別添1	3		2	(1)		サービス購入料A-1の消費税のお支払	令和6～8年度の各年度サービス購入料A-1お支払い時に各年度サービス購入料A-1（税抜）に対して10%相当消費税も併せてお支払いされるということでしょうか。	その理解で結構です。
387	事業契約書別添1	3		2	(1)	ア	中間確認での設計出来高認定	サービス購入料A-1一時支払分の設計費につきまして 仮に令和7年5月に実施設計完了の場合、令和6年度の中間確認で出来高と認められるのは、令和7年3月までの実施設計出来高分との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
388	事業契約書別添1	3		2	(1)	ア	サービス購入料A-1	サービス購入料A-1の対象は設計・監理・建設に限らず、備品やその他初期費用（所有権移転費用、金融機関手数料、SPC事務委託費用など）も含まれる理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料A-1として支払う対価は、設計業務、建設業務および工事監理業務に要する費用となり、質問内容の費用はサービス購入料A-2として支払うことが基本となります。
389	事業契約書別添1	4		2	(1)	イ	金利計算方法	「各回の支払において、期間3ヶ月（0.25年）後取として計算する。」は 例えば令和9年4-6月分の割賦金利は令和9年7月1日以降にご請求書を提出し、請求書を受領された日から40日以内に事業者にお支払われるということでしょうか。	その理解で結構ですが、30日以内に支払うこととし、これに応じて事業契約書（案）別添1を修正します。
390	事業契約書別添1	4		2	(1)	イ	（ア）算定方法 金利計算方法	「初回については引渡日の翌日から初回支払までの期間により計算する」について 引渡日が令和9年3月31日より前であった場合も、引渡日の翌日から計算する理解でよいでしょうか。	その理解で結構です。
391	事業契約書別添1	4		2	(1)	イ	（ア）算定方法 金利計算方法	「初回については引渡日の翌日から初回支払までの期間により計算する」について 「初回支払」は令和9年7月ご請求の40日以内にお支払いされますが、実際にお支払される日までの金利を計算するのではなく、「初回支払」では引渡日の翌日から令和9年6月末までの金利となる理解でよいでしょうか。	その理解で結構ですが、30日以内に支払うこととし、これに応じて事業契約書（案）別添1を修正します。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
392	事業契約書別添1	4		2	(1)	イ	(ア) 算定方法 その他	「a) 割賦元本に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元本を60回で元利均等計算した支払元本の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。」 につきまして、サービス購入料A-2の消費税及び地方消費税はサービス購入料A-2の第1回目に全額支払われるので、実際のサービス購入料A-2は割賦元本(税抜)のみを元利均等計算したものと理解してよいでしょうか。	その理解で結構です。 なお、サービス購入料A-2(割賦支払分)の第1回目の支払のみ、割賦元本の合計金額に対する消費税及び地方消費税を加算して支払います。
393	事業契約書別添1	4		2	(1)	イ	(ア) 算定方法 その他	サービス購入料A-2の第1回目は、消費税及び地方消費税を除いた割賦元本と割賦金利の合計額が第2回目以降の割賦元本と割賦金利の合計額と同額になるよう元利均等計算すると理解してよいでしょうか。	No. 392をご参照ください。
394	事業契約書(案)別添1	4	2	(1)	イ	(ア)	算定方法 その他	「b) 元利均等計算した1回あたりの支払元本、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。 割賦元本につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元本の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。」とございますが、下線部のご趣旨と各回の支払額が一致しない場合とはどのようなケースをご想定されているのか(例えば、基準金利の変動に伴い、当初計算に係る元本額に拠った場合の、各回支払額の不一致)ご教示いただけますでしょうか?	様式3-3-1「(2)サービス購入料A-2(割賦支払分)③支払予定表」に記載する「割賦元本」「割賦手数料」について、元利均等計算を行ったうえで各支払額の一円未満の端数を切り捨てた結果、「割賦元本+割賦手数料」の各回の支払額が一致しないことが生じた場合、一致していない支払回の割賦元本を調整することで、各回の支払額を一致させてください。 なお、この調整の結果、第1回～第60回の割賦元本の合計金額が、割賦元本と合致しない場合、最終回(第60回)の割賦元本を調整することにより、第1回～第60回の割賦元本の合計額が、割賦元本と合致するようにしてください。この結果、最終回(第60回)の「割賦元本+割賦手数料」のみ、各回の支払額と一致しない場合があります。
395	事業契約書(案)別添1	4	2	(1)	イ	(ア)	算定方法 その他	「c) 割賦元本、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、a)の額とb)の合計額に不一致が生じた場合、最終回の支払額に当該不一致額を合算する。」とございますが、下線部のご趣旨とa)とb)の合計額に不一致が生じた場合とはどのようなケースをご想定されているのか(例えば、上記にしたがい各回の支払額を一致させたことに伴う不一致)ご教示いただけますでしょうか?	No. 394をご参照ください。
396	事業契約書(案)別添1	4	2	(1)	イ	(イ)	支払方法	「県は、請求を受けた日から40日以内に事業者に対してサービス購入料Bを支払う。」とございますが、下線部は「サービス購入料A-2」でよろしいでしょうか?	その理解で結構ですので、事業契約書(案)別添1のP.4の「サービス購入料Bを支払う」を「サービス購入料A-2を支払う」に改めます。また、事業者への支払いは30日以内に支払うこととし、これに応じて別添1を修正します。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
397	事業契約書 (案)別紙 1	5	2	(3)			運営・維持管理業務 の対価【サービス購 入料C-1】	各費用を平準化して各回の支払額を同額にすることにより端数が生じる場合は、事業者の任意にて調整する理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
398	事業契約書 別添1	5		2	(3)	ア	サービス購入料C-1	サービス購入料C-1「改定前における各回の支払額は同額」につきまして、59回で割り切れない端数が生じた場合、初回調整(将来に調整額を残さず、物価改定があった場合も将来のサービス購入料は同額となります)としてもよろしいでしょうか。 また、サービス購入料C-2、C-3につきましても上記の対応をしてもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
399	事業契約書 (案)別紙 2	1	1	(1)		ア	設計・建設の対価 (サービス購入料A-1及びA-2)の 物価変動に伴う改定	物価変動に伴う改定によりサービス購入料A-2(割賦支払分)が増加した場合、金融機関への事務手数料等の追加費用や割賦手数料の増加分についても、貴県の負担としてお認めいただけますでしょうか。	原案の通りとします。
400	別添2 サービス購入料 の改定方法 (案)	1	第1	(1)		ウ	改定方法	全体スライド第2項について、「差額のうち変動前サービス購入料Aの1,000分の15を超える額につき、」とありますが、着工前の設計期間中の物価変動に関しては変動前サービス購入料Aの1,000分の15の額を含めて請求できるようにしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
401	事業契約書 (案) 別添2	1	(1)				対象となる費用	サービス購入料Aの改訂の対象となる費用として、「直接工事費及び共通費等直接工事施工に必要な経費」と記載されておりますが、備品等調達・設置業務費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
402	事業契約書 (案) 別添2	1	1	(1)			設計・建設の対価 (サービス購入料A-1及びA-2)の 物価変動に伴う改定	改定の結果はすべてサービス購入料A-2に反映させるとのことですが、サービス購入料A-2の増加金額は直接的に融資金額の増加に繋がることから、増加金額等によってはサービス購入料A-1の変更の検討余地を残して頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
403	事業契約書 (案) 別添2	1	1	(1)			設計・建設の対価 (サービス購入料A-1及びA-2)の 物価変動に伴う改定	改定の結果はすべてサービス購入料A-2に反映させるとのことですが、サービス購入料A-2の増加により、融資契約の変更の必要が生じるため、当該契約変更にかかる手数料、弁護士費用等につき、サービス購入料の対象への追加をご検討頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
404	事業契約書 (案) 別添2	1		1		ウ	サービス購入料A改 定方法	指標の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指標により改定を行うと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
405	別添2 サービス購入料の改定方法(案)	1	第1	(1)	ウ	改定方法	全体スライド第2項について、「差額のうち変動前サービス購入料Aの1,000分の15を超える額につき、」とありますが、着工前の設計期間中の物価変動に関しては変動前サービス購入料Aの1,000分の15を超える物価変動がある場合には、1,000分の15の額を含めて請求できるようにしていただけないでしょうか。応札可否に大きな影響がある内容として確認させていただきたくお願い申し上げます。	原案の通りとします。	
406	事業契約書(案)別添2	2	1	(1)	ウ	物価スライド	器具・備品に関する物価変動も改定の対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	対象にはなりません。	
407	事業契約書(案)別添2	3	3	(1)	ア	(イ) 物価変動の改定方法	指標について、令和5年度の指標と令和7年度の指標を比較とございますが、直近の指数を反映頂きたく、令和5年度の指標と令和8年度の指標を比較することの変更をご検討をお願いいたします。	原案の通りとします。	
408	事業契約書(案)別添2	3	3	(1)	ア	サービス購入料C-1、C-3改定方法	指標の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指標により改定を行うと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
409	事業契約書(案)別添2	5	3	(2)	ア	(ウ) 物価変動の改定方法	指標について、令和5年度の指標と令和7年度の指標を比較とございますが、直近の指数を反映頂きたく、令和5年度の指標と令和8年度の指標を比較することの変更をご検討をお願いいたします。	原案の通りとします。	
410	事業契約書(案)別添2	5	3	(2)	ア	サービス購入料C-2改定方法	指標の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指標により改定を行うと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
411	事業契約書(案)別添2	6	3	(2)	ア	(エ) 改定の手続きサービス購入料C-2	「事業者は、毎年度4月末までに~県に通知し」につきまして令和8年以降の毎年度4月末までに県に通知するの運用でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
412	事業契約書(案)別添2	6	3	(2)	ア	(エ) 改定の手続きサービス購入料C-2	「事業者は、毎年度4月末までに~県に通知し」につきまして令和8年3月の消費者物価指数公表が4月21日ころになります。年度によってはそれ以降になる場合や、土日をはさむことも想定されますので事業者から県へのご通知を5月10日ころまで猶予いただけないでしょうか。	原則、毎年度4月末までに県に通知することとしますが、(オ)その他で記載の通り、実態に合わなくなった場合は、その後の対応方法について、県と事業者との間で協議して定めるものとします。	

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
413	事業契約書 (案)別添 2	6	3	(2)	ア	(ウ)改定の計算方法	【事業者提案に示された各光熱水費の単価(消費税及び地方消費税を含む)】と記載され表に電気●円/kWh、ガス●円/m ³ 、水道●円/m ³ 、下水道●円/m ³ とあります。昨今、光熱水費の変動が大きく事業者としても大変読みにくい状況となっており、本事業の公平な競争環境を維持するためにも貴県基準として、現時点の各光熱水費の単価をご提示頂けますでしょうか。	原案の通りとします。	
414	別添2					サービス購入料の改訂方法(案)	確認になりますが、「単価」については、令和n年度と前々年度(2事業年度)との比較し3%以上の変動が認められる場合に改定する。「使用量」における改定については、計画を超過した場合は、5%より多く、20%より少ない場合において、その増加分の50%を使用量とし、前述の単価をかけて計算した金額がサービス購入料C-2になるという認識でよろしいでしょうか。	単価の改定については、その理解で結構です。使用量の増加分の改定については、5%以上20%以下の増加を対象とし、その増加分の50%を、入札提案時の各年度の使用量に加算したのに対し、単価を乗じて計算した金額がサービス購入料C-2となります。	
415	事業契約書 (案)別添3	7	3	(2)	ア	ウ	是正レベルの認定	是正レベルの基準について、「施設の全部が一日中使用できない」や「利用者等への対応不備」等、レベル1、レベル2の各業務区分における例示内容の範囲が広いものがあります。詳細の認定基準は、県と事業者の協議にて決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、事業契約書(案)別添3のとおりですが、別添3は(案)であり、修正が必要な場合は協議致します。
416	事業契約書 (案)別添3	11	3	ウ			サービス購入料の減額	サービス購入料の減額が行われる場合、サービス購入料B、サービス購入料C-1、サービス購入料C-3における、減額対象となった業務に係る四半期ごとの当該業務の費用(たとえば、n年度第1四半期の清掃業務に係る費用)を対象として減額算定がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
417	事業契約書 (案)別添4	54	1	(1)			建設工事保険	「事業者は建設に当たる者をして以下の要件を満たす建設工事保険(第三者賠償責任特約付)への加入を手配しその保険料を負担」と記載されておりますが、ア建設工事保険の表中の保険契約者は事業者又は建設に当たる者とされています。事業契約書(案)第28条第4項のとおり、建設工事保険の加入は事業者又は建設に当たる者が手配し、負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
418	事業契約書 (案)別添4	54	1	(1)	イ		第三者損害責任保険 (請負業者賠償責任 保険)	事業者、設計に当たる者又は建設に当たる者のいずれかが付保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
419	事業契約書 (案)別添4	54	2	(1)	ア		開業準備期間中及び 運営・維持管理期間 中の保険	ア請負業者賠償責任保険 ①免責金額は、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。 ②保険契約者は、「事業者及び事業者からの(中略)委託を受けた者」とありますが、「及び」は「又は」の誤植でしょうか。	①その理解で結構です。 ②「又は」が正しい標記ですので、事業契約書(案)別添4を修正します。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
420	その他						過去の質疑回答	過去の質疑回答は今後も有効と考えてよろしいでしょうか。無効・見直しとなる回答があれば明示していただきたいです。	過去の質問回答結果は参考として考えてください。
421	実施方針等に対する事業者対話の実施結果	6枚目	No37				北スポーツセンターとの合築	敷地は神根公園、神根運動場を含む1敷地で、北スポーツセンターと本計画建物は合わせて1の建築物との事ですが、本計画建物以外にも、独立して設ける建築はありますでしょうか。存在する場合、同一敷地内の用途上不可分の建築として、建築基準法上の団地認定の手続きは不要と考えてよろしいでしょうか。団地認定手続きが生じると、確認申請前に申請・認定期間が必要となるためです。	県としては、当該建物以外は想定していません。